

平成24年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成24年9月18日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成24年9月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	星出 明君
産業建設部長	西本 芳隆君	健康福祉部長	西村 利雄君
環境生活部長	松井 秀文君	久賀総合支所長	松村 正明君
大島総合支所長	北杉 憲昌君	東和総合支所長	木村 順一君
橘総合支所長	中原 義夫君		
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
政策企画課長	松本 康男君		

午前 9 時 30 分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。

9 月 6 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第 1 . 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 7 名であります。通告順に質問を許します。14 番、平川敏郎議員。

議員（14 番 平川 敏郎君） 改めましておはようございます。14 番、平川です。私は通告させていただきました、2 点について質問させていただきます。

まず、1 点目であります、中学校の特色ある学校づくりの推進についてであります。本町の中学校の教育環境の整備と学校の適正配置については、本町総合計画に基づいて、児童生徒が平等で適切な教育を受けられるよう、通学手段、地域に応じた通学校区の設定が十分なされていると考えます。3 月には各中学校とも卒業式が行われ、出席をさせていただくと、卒業だよりがわれわれに配布され、四十数前を思い出し当時とは随分変わり、時の流れをすごく感じます。

後日、卒業生の書かれた卒業だよりを拝読してみますと 3 年間の思い出の中に、修学旅行のこと、運動会のこと、クラブ活動のことが多く書かれてあり、特にクラブ活動の内容が強く心に残っています。卒業生の御父兄より、小学校で友人であったが好きなクラブ活動がないため郡外の中学校に通学し、3 年間ともに同じ学校で学校生活を送れなかったということであり、教育委員会の調査では、平成 29 年には確か周防大島町の生徒が 300 人を下回るということをお聞

きしましたが、できるものなら小学校6年生にアンケート調査でも取って、中学校に入学したらどのクラブ活動に入りたいかを十分調査して、クラブ活動の再編を図り、通告には入れておりませんが、情島中学校は離島のため独自性を考えなければいけないと考えますが、他4中学校のクラブ活動における特色ある学校づくりをと考えます。多くの選手が必要とされる、野球部、バレー部、バスケットボール部、特に新しくサッカー部新設等を4中学校で検討できないものかをお尋ねします。

次に、下水道事業における今後の見通しについて、質問させていただきます。下水道事業は住環境整備において、必要不可欠なものと考えてはおります。久賀・大島地区下水道事業計画が4月議会広報で住民に配布されました。住民の間では、事業が開始されるというよりむしろ、現時点で長期間膨大な費用をかけ、この事業が必要であるのかという声のほうが多大であると、今痛感しているところであります。

私も確か、平成22年第3回定例会において質問しておりますが、その際にも申し上げましたが、下水道のアンケート調査結果では現状のままでよいが49%から53%、下水道を希望するのは26%から30%だったと記憶しております。残りはどちらでもいい、また関心がないというような結果だったと記憶しております。今回の事業計画の広報によって、下水道事業計画について住民の考え方、捉え方はどのようになっているのか、図りしれないものがあると考えます。先の質問への答弁で、住民への下水道事業の必要性を説明し、理解を得ていくということで久賀地区では平成22年11月24日、棕野地区が平成22年11月25日に説明会を開催されましたが、それらを踏まえて特に久賀・棕野地区の下水道事業の見通しについてお尋ねします。

以上、2点について質問をさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） おはようございます。平川議員さんの中学校の特色ある学校づくりの推進についての御質問にお答えいたします。島の宝である子供たちが夢の実現に向けて、地元の中学校や高等学校で自己の良さや可能性を見出せるような特色ある学校づくり、学校教育を推進していくことは非常に重要なことであると認識しております。これまで、大島中学校では、将来の自分の夢を見ながら先輩や町長さんを招いての講話や体験を行うキャリア教育、久賀中学校では、全校生徒が一つになって合唱に取り組む「心の教育」の推進、安下庄中学校では、海の市や職場体験への参加を通じた地域とともに子供を育てる教育活動の推進、情島中学校では、地域に出向き、地域と共にある学校づくり、東和中では、学校・家庭・地域が一体となり、地域に支えられたよりよい教育の実現を目指す学校支援本部事業の推進に取り組んでおり、その成果を今後は町内全ての小中学校に広げて、学校・地域の活性化を図るコミュニティ・スクール構想につなげていきたいと考えております。さらに町内4中学校においては、中高6年間の計画的、継続的

な教育活動を行う中高連携型の一貫教育の推進のために、推進リーダーと推進教員を配置して特色ある学校づくりに取り組んでおります。

さて、御質問のありました特色ある学校づくりと運動部の新設・再編についてですが、議員さん御指摘のとおり、運動部活動は生徒一人一人にとって中学校生活における重要な関心事であり、3年間を通した活動により体力や技術の向上はもちろんのこと、社会性や協調性、人間関係づくりというこの時期にしか経験できない多くの効果が期待できる活動であります。現在、町内の5中学校では野球、バレーボール、テニス、陸上、剣道、卓球などの運動部と吹奏楽部、総合文化部など文化的活動に取り組み、熱心な先生方の指導を受けながら、日々練習に励んでいるところであります。

町教委といたしましても、部活動の推進を図るために生徒数に応じた適正規模の運営のために、1中学校に男女各一つの集団的スポーツと一つの個人的スポーツを基本とする運営方針に理解を示してまいりました。さらに、町教委では、外部指導者の派遣や対外試合で最低限の人数の揃わない学校には近隣の学校とあわせた合同部活動の運営、その練習のためのスクールバスの運行の相談にのってきました。しかし、現実面では町内では複数の団体スポーツを各学校が維持することは大変困難になっております。昨年度は男子の5人の野球部と10人の2つの中学校ではチーム編成が困難で、合同チームで試合に参加しました。そして、5人のチームは今年7人になりましたが、今年度は昨年度とは別の中学校と合同チームを作っている状況であります。また、女子の団体競技では、女子バスケット部が大島からこの4月に姿を消しました。個人的スポーツでも、生徒数の不足に悩む部活動がある現状では、部活動新設は困難な状況にあります。また、児童の部活動アンケートをとって、大島全体を対象として、学校ごとの目玉となる部活動の新設・再編について考えてみますと、既存の部活動との関係、練習場所、対外試合のこと、部活動の選択肢の問題、さらには、とった児童のアンケートを有効に活かせるかなど課題が残るのであります。とはいえ、全ての議論を閉じるのではなく、運動部による学校の活性化を考えることは必要なことであります。ことし、これまでの大島郡の陸上競技大会は選ばれた選手と一部の教師で運営されていた競技会が、学校生活を活性化しスポーツへの関心を高めたいという校長会の新しい提案で、全校の生徒と全ての教師が陸上競技場に集い、全生徒が必ず一つの競技に参加する総参加型の大会に変わりました。当日は、保護者の応援も多くこれまでにない盛会でした。この出来事は、運動部の活性化に取り組むヒントを与えてくれそうに思います。平川議員さんの御提案には教育委員会も協議会において協議し、校長会の御協力をいただきながら、生涯教育、生涯スポーツの観点を含めて、今後の部活動のあり方を検討してみたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平川議員さんの下水道事業に対する今後の見通しにつきましての御質問

でございます。久賀・大島地区の下水道事業計画について、住民の考え方、捉え方はどのようなものであろうか、また、今後の事業の見通しについての御質問でございました。現在、本町では自然と環境に優しい町づくりを目指しまして、下水道整備事業や合併処理浄化槽の設置事業の整備を進めているところでございます。町民の方々にとりまして、下水道整備は快適な生活を送るうえで、また、自然環境を守る上でも非常に大切なものであって、地域にとって必要不可欠なものだと考えております。平成22年度におきまして、下水道事業について御理解と御協力をいただくため、大島地区は平成22年11月18、19日、久賀・棕野地区は、24、25日の日程で汚水処理構想区域の大島地区42行政区、久賀地区30行政区の行政連絡委員、地元議会議員の皆様方にお集まりをいただき、説明会を開催したところでございます。

説明会では、下水道整備の現状・必要性を「下水道の手引き」の冊子をもとに、整備後の排水設備等につきまして説明をさせていただき、平成23年3月に生活排水の処理方法、下水道事業の経過と必要性、受益者分担金、使用料等につきましてより詳細な「下水道のあらまし」という冊子を作成し、それを各戸に配布をいたしました。また、周防大島町一般廃棄物処理基本計画策定にあたる環境衛生推進協議会の中におきましても、下水道事業計画について説明をさせていただいておるところであります。説明会というのは行政連絡員集会とか、自治会連絡協議会、直接の影響が考えられます大島町漁協の理事会等で行い、冊子の配布、議会広報の掲載後これまでに住民の方々から御質問や御意見をいただき、これらを参考に事業計画を進めております。ある程度、下水道事業の必要性については、すでに認識いただいておりますのでございます。

今後、具体的な事業計画の進捗とあわせて、住民の方々にさらなる下水道計画やその工事また供用開始の説明会の開催、広報等によります啓蒙および普及をしていきたいと考えております。また、現在、浄化センターの候補地を経済比較等検討の上、大島地区で考えており、今後事業計画について地元説明会を開催することといたしております。

次に、下水道事業の見通しにつきましては、平成23年度予算におきまして県代行事業とあわせた基本計画を作成し、これまでに何度も県と協議を重ねてきた結果、県においても、ようやくですが県代行事業を進めていくということになりました。これは、今県が下水道代行事業は行っていないわけございまして、周防大島町が県下で唯一の下水道代行事業ということで、非常にこの代行事業を採択いただくのが厳しいという状況もございました。他にもいろいろ問題はあるんですが、それらも含めまして何とか県でその代行分を進めていただくということになりました。平成24年度におきまして、現在都市計画法に基づく都市計画決定、都市計画事業認可、下水道法に基づく下水道事業計画区域の決定を行うべく、作業を進めている状況であります。国の事業採択後でございますが、25年度に実施設計、26年度より県代行事業の基幹管路、浄化セン

ターの建設等とあわせまして町が行います管路を施工し、浄化センター完成後に随時供用開始をしていく計画といたしております。

久賀・棕野地区の事業の見通しという御質問でございましたが、管路はいずれにいたしましても、浄化センターができた付近から施工を計画しておる関係上、工事着手までには3年から4年はかかるのではないかと考えております。御質問の趣旨とは若干外れるかもわかりませんが、先ほどアンケートの結果のお話でございました。アンケートでその要望、または関心が薄いというふうな結果であったということが御質問の中にありましたので、少し話をしたいと思います。いずれにいたしましても、この下水道事業というのは大きな意味で申し上げますと、ナショナルミニマム、すなわち電気とか水道とか電話とかこれと同じものというふうに私たちはとらえております。要するに、新しく住宅を建てられる時に当然電気・電話・水道そして下水、これらは申し込めばすぐつなげるというのが、ナショナルミニマムと言われる最低限の基盤整備だというふうに思っております。

そうした中で、この地区でのご要望が薄かったということは、すでに下水道ではありませんが、単独浄化槽とか合併処理浄化槽を個人の方でお付けになっておる方が沢山、当然おるわけでございます。そのようなことから、うちは特に今合併処理浄化槽からすぐさま下水道につなぎ変えなくてもいい、という皆さん方のその御意見がアンケートに反映されておるのではないかとこのように思っております。しかしながら、私たちが今進めております新しく定住対策、そしてこの地域に住んでいただきたいというこのような大きな取り組みがございますが、こうした中で新しく定住するために住宅を新築するといった時に、先ほど申し上げましたような最低限の基盤整備をここはできておりますからどうぞというふうに言えるのが、非常に大事なことではなかと考えております。そのように新しく家を建てる時に浄化槽もどうぞ自分で設置してくださいと言うよりも、むしろ町のほうに申し込めば下水道もすぐつなげますというふうな基盤整備は非常に大切なものだと思っておるわけでございまして、このようなことから特に今久賀・棕野・三蒲・小松・屋代・開作地区でございますが、この地区の大きな住宅連担区域の中に下水が入っていないというのは非常に大きな問題だと思っております。そうした中で、この下水道整備につきましては、町のこれからの重点的な施策として取り組んでまいりたいと思っておるところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） まず1点目のほうでございますが、教育長さんの先ほどの答弁で特色ある中学校の学校づくりについて、各分野で大いに取り組んでいるということでその方は十分理解しました。また、クラブ活動は生徒にとって社会性、協調性、人間関係づくり等の多くの効果が期待できるというふうにおっしゃいました。私もそれには大いに同感であり、さらに合

同チームは様々な規制があるなど、クラブ活動にとって本町にはたくさんの課題があるという、その辺は十分理解しております。ただ私は、中学校の統合の時からこういった問題が起こってくるというように懸念しておりました。教育長さんも思い当たる部分があると思いますが、確か平成21年2月27日久賀中学校へのサッカー一部新設の件で、こういった方の熱い情熱に対し、旧久賀町議会議員も同行し、小学校児童の御父兄が約1,000名あまりの署名を持って、教育委員会は陳情を受けた記憶があると存じ上げますが、後日、要望は無理だったという答えでございました。その結果を踏まえて久賀地域ですが、本町にやりたいクラブがないため郡外への中学校へまた、次年度も数名の児童が郡外の中学校への通学に陥っております。御存知のように義務教育の最後の3年間を郡外の中学校で学校生活を送るということは、親御さんにとって通学等で大変苦渋の選択だったと思っております。日本国憲法の中に教育・勤労・納税といった3義務があります。この3義務ですが、中学校・小学校の義務教育の間だけはふるさと大島で学校生活を送っていただく必要は大いにあると考えます。クラブ活動の再編は大変だという教育長さんの答弁でございました。しかし、子供たちは周防大島町の大きな大きな宝でございます。ただ単に好きなクラブ活動がこの4中学校にないということで、郡外の中学校に通学するという、できるものなら対応策を考えなければいけないと思っておりますが、その点についてももう一度お答えをお願いします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 大島郡の子供を大島で育てたい、これは平川議員さんも私どもも同じであります。そして子供たちが全て、自分が望むそういったクラブ活動、あるいはいろいろな進路、それが叶うことが大変望ましいということは重々知っておるつもりであります。さてそれで、なかなかこの問題が難しいと申しますのは、現在大島郡から島の外に出ておる生徒の数というのがあるんですが、それで今11人出ています。その部活動の話をしますと、現在までバスケットボールがこの4月までであったわけです、その4月までであったその中学校から今度島の外にバスケットボール部を求めて出て行ったという生徒が3名おります。つまり、大島郡の中に部活動があっても出ていってしまう。それから、今サッカーで出ている子供たちが4名います。それで久賀中学校からは4名のうちの2名であります。後は別々の中学校で1名ずつというのがございます。したがって、実際に部活動をこの大島で設けたとしてもそれが成り立つかということと、そしてさらに強いチームを求めて出ていくという親御さんや子供さんの心理というふうなものもあって、大変難しいなというようなことを実感として感じております。以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今の教育長さんの答弁では、少ない人数だからちょっとその辺は困難だということ、十分理解しております。しかしですよ、町長さんが例えば前島これを例

えにさせてもらいますけど、質問外ですが、人数が12、3名だったと思います。そこは人数少ないから前島は放ておるかといったら、いろんな災害等のこと全て町長はそれをいろんなところで、企てをしていただいております。そういったことを考えれば、やはり同じようなことで、その人数は少ないかもしれませんが、しかし、これをどうにかしていくのが、われわれ執行部の役目じゃないかと思えます。その辺のところ、例えば私が申し上げた中学校の特色ある学校づくり、これを例えば東和中学校にはこのクラブ、安下庄中学校・大島・久賀中学校にはこのクラブといった、単独クラブを可能な限りやればできるんじゃないかと思えます。現在でも、合同クラブ等には通学バスを運行されて大変だろうと思えますが、その辺は対応策をきちっと教育委員会のほうでやられるというように思っております。少子高齢化が進む中、子供たちのスポーツ熱はわれわれが考えるより以上に今起こっております。今年もロンドンオリンピックで、われわれも夜中にあったスポーツでサッカーとかバレーボールを必死に応援し、やはり子供はそれらに感化されて、クラブ活動中学校になったら何をやるのかなとか、そういうような感じで親御さんとそういう話をし、やはり僕は好きなのがないからよその中学校へ行こうかっていうけど、それは親御さんにとってはわずかの人数かもわかりませんが、私はふるさと大島というのを忘れられるのではないかと思えます。幼少の時の思いちゅうのが、私も幼少にこの大島で育って、東京のほうに行きました。東京のほうで仕事しようと思いましたが、やはりその久賀、私は久賀ですけど、大島ふるさとへ帰ってみようかというのが、愛町心というか、それがまた残ってくるんですね。だからそのへん考えられれば、ちょっと難しいという教育長さんの考え、それは理解するんですが、この大島には長浦とか陸上競技場、こんな立派な競技場があって毎年町長さんがごあいさつされますけど、少年サッカー大会ですか、これも開催され毎年3月の終わりだったと思うんですが、やはりサッカーというのにこだわるわけじゃないんですが、そういう署名、その辺を考慮して、どうにか考えていただけないかなと思えます。これやっぱり、僕は同じことを申し上げるけど、アンケートを取れば、アンケートもそんなに難しいことはない。それでアンケートを取って、あえてできないというならわかりますけど。やはりアンケートを取って、親御さん、お父さんお母さん、家族の人に御相談され、こんなスポーツじゃないねていうんで、それでもやらないでよそへ行くっていうのは分かるんですが、やはりこの辺も取られて、人数が少ないからそれは難しいですよではなく……。やはり私は先ほどと同じことを申し上げるけど、子供たちは大きな宝ですよ、教育長さんも先ほどおっしゃいましたけど、やはり少子高齢化これが進む中、子供たちがよそへ逃げるっていうことは、私も同じことを言いますが、義務教育の間、よその郡外の中学校へ行くっていうのは、ちょっと私、いかなもんかなと思えます。もう一回その辺で町長さん御答弁をお願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 済みません、教育委員会関係のことで私が質疑をするのはできるだけ押さえておこうというふうに思っておるんですが。今クラブ活動の件で提案的な御質問でございましたので、ちょっと私のほうからお聞きをしたいという部分もあるわけでございますが。実は、部活としてのサッカー部を作ってほしいという御要望を私もいただきました。今平川議員さんの御質問によりますと、例えば今4中学校プラス情島中を含めまして、5中学校あるわけですが、その学校に1つずつ特色のあるということになりますと、例えばサッカーは久賀中学校を中心にと、そして野球部は大島中学校を中心に、バスケット部は安下庄中学校を中心というふうなことをお考えのようにお聞きしたんですが。例えば伊保田の油田中学校から今油田中学校はありませんが、東和中学校なんですが、油田地区の子供たちが大島町の野球部に通うということは非常に現実的でないのではないかというふうに思っております。それともう一つは、私当時はそういうふうな考えは持っていなかったのですが、久賀中にサッカー部を作ると、例えば野球部9人の中から、私は実は野球じゃなくてサッカーがやりたかったんだという生徒が、せっかく10人あったのがその中から4人がサッカー部に行ってしまうということになりますと、サッカーも中途半端、野球も中途半端、そしてクラブとして成り立たない。そしてまた今度は先ほど教育長さんが申し上げましたが、昨年一つのクラブが、例えばその当時ではないんですが、安下庄中と東和中学校が一つのチームを作ってやりましたと。次の年は1年生が多数入ってきましたから、そのチームは片方は独立できました。じゃあ去年メンバーで組んどった残りの方の1年、2年は今度はまた別の中学校と組んで一つのチームを作るというような形が現実起こってきたわけでございます。そうしますと、クラブ活動っていうのは3年生、2年生、1年生と、こういうふうに先輩・後輩、それで指導していく、そしてそういうふうな中で人間形成ができていくという非常に大切なものだと思いますが、そのような形はいかなるものかなと思うわけでございます。その2点がちょっとクラブを毎年変わるようなことでは非常に難しいんじゃないかということ。もう一つは、4校ありますが1つの中学校ごとに一つの強力なクラブを設置するという案は確かにいいと思いますが、非常に広範囲な学校でございますので、東和と大島という状況を考えてみますと、大島町から東和町のグラウンドまで、毎日放課後クラブ活動に通うというのは若干、中学生にとっては無理があるんじゃないかなというふうな気持ちで、今お聞きしたわけでございます。しかしながら、そのアンケートによって保護者の皆さんや子供たちがぜひともそういう形で、大島の中で一つの学校に集中したクラブを作っていただいて、そこで1チームで十分活動できるような形になるということになれば、これは検討の余地は十分あると私は思っております。教育長さんはちょっと教育上の問題からいろいろ問題を抱えておられるようでございますので、また別の角度から答弁をいただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 町長さんの答弁でつづいているのだと思います。それで、実際に平川議員さんのふるさとを愛する気持ち、そして子供たちにその部活動を何とか、思いの入った部活動に参加させたいんだという気持ちはよくわかります。そういうふうな意味合いを感じたものですから、先ほど陸上競技大会が随分考えもしなかったそういうふうな大会に様変わりしたという、したがってその校長会の御意見を聞いたり、あるいは教育委員会議で協議をしたり、検討していきたいというふうなことを結びにしたわけでありませう。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 町長の考えでだいたい理解したんですが、私がちょっと納得がいかない分は、やはり住んでよかった、住みたいまちづくり、これは町長の所信表明でもお聞きしましたけど、やはりそういうまちづくりは、われわれ議員も目指しているわけですよ。少子高齢化、人口減という原点に返れば、やはりそういう方がおってもやむなしという考えになるんかもわかりませう。しかしそれを取り組むのがわれわれであって、考えていくのが筋じゃないかと思ひます。教育長さんが先ほどそういう、一語につきますということですが、大島郡は今マイクロバスが運航していますが、私8の字で走行する、運行して頂ければそんなに難しいかなと思ひます。だって合同クラブとかいうので現時点でやられておる、私はサッカーだけにこだわるとように聞こえますけど、じゃ久賀中学校に野球部これでもいいですよ。大島中学校にバスケットボール、そんなに難しいですか。ただその難しいんですけど、柳井に行かれる方はどうでしょうか。朝、晩も随分時間がかかって行かれとるわけですよ。だからその方向性っていうのは、これは考えていただけんもんかなと、僕のエゴかもわかりませうけど、昔と時代が変わっています。確かに児童生徒もいづれ300人を割るといふ結果が出ておられますけど、その300を割るときに考えりゃいいというふうには理解して、若干考えておられるんでないか。もう5年になるか、5、6年になりますか、中学校が再編をまた考えんにはいけんという時代がくると思ひますけど、それまではじゃこれで勘弁してもらおうか、父兄に理解してもらおうか、これじゃ私はいけないと思ひます。その辺のところをやはりもう一回、アンケートにこだわらないうけじゃない、全てがアンケートでと私は言ひますけど、やはりその辺の調査しか方法がないですよ。だから後になってこうこうで大島がそんなことを考えてない、大島っていうのはこういうところであるという、一部の方です。確かに、一部の方じゃけど、その一部の方に言われたら、議員の一人として穴があったら入りたいというような感じで、今回申し上げておひます。サッカー部にしても、署名が1,000名ちょっとぐらい、教育長さんところへ持ってあがりませうけど、そういう熱い情熱というのをもうちょっと、無理だ無理だで行くよりは、やはりその辺を検討されて、今後努めていただきたいというのが本心でございます。その辺の結果がこういうことだったというのが、議会だより等々で出るかもしれませう、しかし今一度その辺のところを理解して、取り組んでおひ

だけることをお願いして、この質問は終わります。

次に、下水道の見通しについてであります。下水道の必要性についてある程度、住民の方は認識しているという答弁でありました。必要性は去ることながら、住民への理解という点は周知されていないというように私は思っております。全国の下水道のビジョンを見ますと、老朽化施設の増加による、本町も同じでございますが多額の維持管理費が行政負担となり、多くの市町村で深刻な問題を抱えております。

また、下水道事業特別会計の地方債残高も今後事業を進めていけば増え続け、確か今事業は95億円あまり、そのうちの町費は37億5,700万円あまりですか、必要となり、多額の債務を抱えるのではないかと懸念しておりますが、その点についてと、受益者負担を原則とする下水道事業においては、施設更新すなわち事業の維持のためには相応の負担が必要であることについて住民の理解を得るための情報提供を適切に行っていく必要があると考えます。下水道事業については供用開始から3年以内に接続するようになっておると聞いております。現状の普及率、接続率ですか、どのようになっているのかと、普及率が悪いのはどういう要因を考えているのか。今後普及率が悪いと使用している方への負担が大きくなり求められ、料金を上げる要因となり、普及率がさらに期待できなくなる、そういった面において本事業を進めていく考えをもう一度お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） まず、私のほうから基本的なことについて、お答えしたいと思います。先ほども若干申し上げましたが、下水の事業につきましては、膨大な時間と膨大な金額が掛かることは今御指摘のとおりでございます。そして、下水道が供用開始になっても、なかなかその接続が進んでいないという現状も事実でございます。だから、それならばそんなに大きなお金をかけて下水道を作る必要がないのではないかというふうにも、裏返して言えば聞こえるわけですが、私は平川議員さんが久賀・棕野地区に下水道整備はいらぬというふうにおっしゃることは絶対はないというふうにおっしゃっております。先ほど申し上げましたように、今下水がきてない地域というのは全国たくさんございますが、私たちが合併前に橋町でとったアンケートの中で都市と田舎の地域、私たちの旧橋町と都市との格差の一番大きなものはなにかというアンケートの中で、やはり下水が一番、要するに下水というよりもむしろ、そのトイレの水洗化が一番大きな都市部との格差というアンケート結果が出ております。それは下水道でなくても、最近の合併処理浄化槽は非常にこの処理能力が高くなってきておりますので、それはそれとして、合併処理浄化槽も必要だと思っております。しかしながら、この周防大島町に帰って家を作ろうと言ったときに下水はどこに申し込んだらいいんですかねと、いやいや下水は工務店さんとよう話してからあんたが作ってくださいよ、というのでは……。今の現在、先ほど申し上げましたように電気・ガ

ス・水道そして電話、電話は最近携帯のほうがええちゅう人もたくさんありますが、同じように下水というのは一番、住居の環境基盤整備の大きなものとして、私はぜひともその周防大島町の地域の中で皆さんが同じようなレベルで環境整備を進めていかなければならないということから、このアンケートの結果というのは、非常に個々の家庭で皆その状況は違うわけですから、それを全てもって下水をやるかやらないかというところまでの根幹的な部分に、生かすことはちょっとどうかというふうに思っております。将来にわたって、大きな事業でありますし、また将来、この地区で下水はもう整備するのはやめておこうというふうになったときに、将来また新しく下水を始めるといのは本当これから先は無理だというふうに思っておるところでございます。やはりこの下水道整備を進めるうえには、それは町としても大きな覚悟はいるわけでございますが、しかしながら、この下水道整備は町全域でできるだけ早く下水が全戸に普及する、全戸に普及するちゅうのははっきり言って無理なんです、そのような方向性に進めて行くべきだというふうには私は思って、今回はこの開作・小松・屋代・三蒲・棕野・久賀これを一体的に進める方向で、ぜひとも皆さん方に御理解をいただきたいと思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 先ほど久賀・大島の下水道の事業計画の進め方ということで質問いただきました、施設の更新ですが維持管理費用につきましては、一昨年東和の片添浄化センターで実施しました施設の更新事業というのがありました。それに変わって25年度から新規に創設されたんですが、耐用年数の延伸とライフサイクルコストの縮減の観点から、下水道の長寿命化支援制度というのができました。この事業では、長寿命化計画の策定、施設の改築、部品交換等においても、国庫補助事業があつて負担軽減を図るためにも今後の施設の状況を見極め、計画的な維持管理を行っていく必要があると考えます。先にお示ししました、久賀・大島の下水道基本計画の財政計画では先ほど平川議員さんがおっしゃったように、建設事業費95億5,364万円です。そのうち町費で37億5,767万8,000円となっております。そして、その町費の内訳財源では受益者分担金、交付税措置、そして実質負担分として一般会計からの繰入金14億2,465万2,000円で、この金額はほぼ基準内繰入で賄うことができる金額となっております。維持管理費においても、計画では、建設工事完成、全部供用開始年度の47年で接続率86%、下水道使用料対比6,660万円の黒字となる計画となっております。また、供用開始された水洗化率についての御質問ですが、公共下水道事業で整備された東和片添処理区で接続率、水洗化率ですが、90.3%、安下庄処理区で64.8%となっております。東和地区は全部供用開始が平成15年、安下庄処理区は現在も継続中であり、全部供用開始予定は今年度末25年3月末を見込んでおります。共用開始されてからの年度が浅いのも一つの原因かと思いますが、また排水設備工事は昨年で約40件程度の申請があります。水洗化率の伸びが鈍いのは、

地域の処理区内の利用者減によるものも考えられます。今までの計画の進め方は、単独管路事業を含めた地域全域を計画処理区域と定め事業を進めてまいりましたが、今回は国庫補助対象となる地域に限定して計画を定めるものです。久賀・大島地区公共下水道計画の進め方としては、現計画の目標年次を平成47年として、水洗化人口、流入汚水量や負担金、維持管理を含めた財政計画において、地域の状況に応じて計画処理区内の変更や浄化センター処理能力の縮小も視野に入れ、事業計画を進めたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 町長の答弁で、下水道はライフラインの1つということで私も同感でございます。でも、私一番心配していたんです。久賀地区では下水道事業計画が広報された現時点でも、合併浄化槽の補助金制度はいつまで続くのか、また下水道事業は完了すれば公共枡から宅内への工事は自己負担になるのか、合併浄化槽を設置していれば全開通しなくていいのか、住民が密集している地域でも空き家が多くなり、長期にわたり膨大な費用をかけて事業を進めていくのか、という声を随分聞きました。そのために私は担当課のほうで配布されている説明書というか冊子ですか、それを基に、こうなるんですよという説明を確かに私はしております。しかしながら、私が一番懸念しておるのは、住民の方は総論では大いに賛成であるよと、しかし各論では反対ではないかということをお私は久賀・椋野地区では痛感いたしているところでございます。また、地元説明会をやっていただきましたが、その際には自治会長さん出席のもと行われたということでございますが、自治会長さんが今度違う年になって、その申し送りというか、その辺ができていないんです。私どもの自治会では、私は自治会集會ではそういう声もなくなっているんで、こういう事業が始まるのを広報で見られたですかという説明ができるんですが、他の自治会はその辺で引き継ぎがなされていないんで、下水道に対して風化されているような、このような気がします。先ほど部長さんが町費のうちの37億5,700万円あまりのうちの交付税措置で21億3,600万円あまり、ということをお説明されましたが、以前に財政課長さんだったかわかりませんが、地方交付税は合併の特例措置で10年間は83億円あまりですかこれを保証しますよ、しかしそれが段階的に下がって、いずれは15億円から16億円ぐらいに下がってくるのではないかとこのをいつぞや聞いた記憶があります。これも少しは関係してくるのではないかとこのふうにお思います。人口減によっても左右されるんで、その辺はどうか再度お尋ねします。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 交付税につきまして御説明いたします。算定替と1本算定の差額というのは公債費については影響はございません。でありますので、起債の償還等には算定替というところの影響はないというふうにお考えいただいたらと思います。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） ちょっと僕は勉強不足の部分があるかもわかりませんが、繰入のうちの基準内の繰入金、これも全然関係ないんですかね。また大いに変わってくるんじゃないんですかね。ちょっと勉強不足のところがありますけど、下水道への基準内の繰入金、これも関係ないんですかね。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 一般会計からの下水道事業への繰入基準につきましては、変わりません、影響はありません。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 町長のこの熱い情熱、下水道に対する情熱というのは以前から痛感しております。久賀地域の有志の方もそういう話で取り組んでいるよということで随分声は聴いております。ただ僕が一番懸念するのは、いろんなこれだけ町長がこの平成23年ですか、今議決はしてありませんが、決算認定ではきちっとして、財政健全化に向けて取り組んでおること、十分認識しております。ただこういう大きな事業抱え、今後町長も来月出馬表明されております。この辺のところも十分含められて、慎重かつ適切に本事業を進めていただけることを節にお願い申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時25分休憩

.....
午前10時37分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、松井岑雄議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 15番、公明党の松井岑雄でございます。

私は、3点ばかり質問をさせていただきます。ごらんのように、1、2、3点ほど県に対することばかりの質問でございます。

1番目、県道の横見地区の拡幅についてお伺いいたします。

現在、戸田地区より徒歩で沖浦小学校へ通う児童が七、八名いらっしゃいます。戸田、横見小学校間は、県道の道幅がとても狭くて、8年くらい前に要望をいたしました、やっと完成したセーフティーポールです。このセーフティーポールは、非常に、幅が狭いです。この幅の狭いところで、約三、四十センチ程度の幅しかなく、このように狭い場所を車両に気をつけながら、身の危険を感じながら、子供たちは徒歩通学をしていらっしゃいます。このセーフティーポールの取りつけ不可の場所は、民家の庭を借りて登校している始末であります。

このような県道の危険な箇所を一刻も早く改修し、安全性の確保を要望するものであります。

2番目として、戸田消波ブロックの設置についてお伺いいたします。

この場所は、農業集落排水のある沖側でございますが、この地区の県道は改修され、日常の通行に支障を来すことはありませんが、一度、台風等に見舞われると、打ち上げる海水で通行不可となる県道でございます。

昨日の台風の影響によりまして、本日も道路が海水で真っ白く変化しているのがうかがえると思いますけども、何度も何度も要望しております。住民の皆様からは、署名による請願書でも提出すべきではないかという御意見もいただいております。早急なる県土木との折衝の上、消波ブロックの設置を要望いたすものであります。

3つ目は、津海木海岸の離岸堤の設置であります。

これも、何度も一般質問をいたしておりますが、いまだ、何の回答もありません。住民の財産や生命を守るのが、自治体の職務であるとも考えております。責任ある回答をお待ちしております。

以上、この3点についてよろしく願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 松井議員さんの県道横見地区の拡幅に関する御質問についてお答えいたしたいと思います。

ことしの3月、平成23年度末で家房から出井までと、そして、津海木から戸田までの区間の整備が完了いたしました。今、議員さんがおっしゃられましたように、この地区は、家房から志佐までは全て下水も完備いたしております、非常に、環境的にも整ってきた地域と認識をいたしております。

しかしながら、戸田から横見の区間の拡幅につきましては、まあ、戸田と言いましても、戸田の一番西のはずれでございますが、それから、特に横見、日見、どっちか境までですか、この区間につきましては、今現在まだ整備がされておられません。3月末に完成したところの続きでございますので、今年度から新規に交通安全事業によりまして、現在測量・調査・設計業務を実施しております。

先般もそこを通っておりましたら、測量屋さんがちゃんと測量をやっておりましたので、ちょうど今、事業が進捗しておるんだなというふうに見たところでございますが、今後、地区の皆様の御協力をいただきながら、事業の促進を図ってまいりたいと思います。県から、そのように、ことしから本格的に入っていくということをお聞きしているところでございます。

次に、戸田消波ブロックの設置についての御質問でございますが、当地区は、台風等の越波によりまして、県道の通行に支障を来しているということは、町としても十分理解をいたしている

ところでございます。

県におきましても、全ての要望に対応したいという考えは十分あるというふうにお聞きしておりますが、何といたしまして、やはり財政的に非常に厳しい中で、限られた予算の中での取り組みでありまして、現在施工中であります戸田の東側の離岸堤が完成次第、引き続き、今度は浄化槽の処理場沖の西側に着手する予定というふう聞いております。

しかし、越波に対し有効な対策施設として、これまでも要望がありますが、既設の離岸堤のかさ上げを先行してほしいということも要望があります。

これらのかさ上げを先行するのか、また、西側の新たな離岸堤に着手するのか等、現在、検討させていただいておるといふふうにお聞きしております。

次に、津海木海岸の離岸堤についての御質問をいただきました。

以前から、同様の御質問はいただいております、再三、町からも県のほうに要望書は提出をいたしております。県におきましては、津海木の離岸堤設置計画について、既に県の海岸保全基本計画には位置づけをされておりますが、いまだ事業化されるまでには至っておりません、現段階での予定着手時期については、未定というふうには言わざるを得ないというふうにお聞きをいたしております。

その他の地区も含めまして、住民の皆様の不安の解消に向けまして、高潮対策を早急に実施するよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

この、要望してまいりたいと考えておりますというのは、当然、その地区地区によりまして、県が責任を持つべき地域と町が責任を持つべき地域とがありますので、この地区は、当然、県の責任分野でございますので、県のほうに私たちは強力に要望していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 今の横見地区の拡幅については、大体、町長さんの説明でわかりましたし、県のほうからも、再三、測量をやらされましたので、わかりますけども。たしか8年、9年くらい前に県土木と1回折衝したことがありまして、当時の課長さんもう定年退職、おやめになりましたけれども、出井海岸、戸田海岸をやっていこうというので、確かにこちらが言ったように要望どおりいきまして、その後は横見に入りますよという事業計画もお聞きしてありましたけども。子供たちもそうなんですけども、朝夕に散歩される地域の住民の皆さんも、狭いので非常に困ってらっしゃるのは現実です。一日も早く、この横見地区には県道の拡幅をしていただきたいという要望も、もう一回お願いしていただきたいと思っております。

さらに、この横見地区、狭過ぎまして非常に危険です。センターラインもないような場所でございますので、いつ事故があってもおかしくないような形になっておりますから、しかも、民家の庭先までお借りして、今、通学をして、砂利まで敷かせていただいているわけございまして、

非常に苦労されております。

ぜひ、この辺をもう一回、県のほうにせつついていただきたい、こういうふうをお願いするものであります。

もう一回その辺、町長さん、どうぞでございますか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、戸田の西の端から、横見地区日見との境までなんですが、この件につきましても、前後が非常によくなったということもありますが、非常に危険な地域として残っております。

これは、県道を拡幅すれば全て解決するという問題でございます。先ほどから申し上げましたように、測量をし、地質調査をし、設計をし、そして工事発注をすれば、完成するということになります。

現状は、私どもも十分見ておりますが、子供たちが、そのコーンと山ののり面との間を、小さなところを通学しております。そして、今度はそれもなくなれば、民家の畑の中を一部お借りして、そして、それを通学路にしておるとございまして、教育長さんもいろいろ県の土木と交渉され、そして、今ちょっと代替措置とすれば最善の策であろうということで、工事完成までをお借りしているとお聞きいたしております。

現状は、十分認識をいたしておりますので、既に測量は始まっておりますが、できるだけ早く、そして予算を十分確保していただくように、再度、要望したいと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。

2番目の沖浦農業集落排水の沖側の消波ブロックについて、ちょっとお伺いいたします。

これは、何度も何度も県のほうへ要望いたしまして、現在では、既設、いわゆる道ができたところに溝を掘って、越波した道に上がった海水を沖に流れるような施設をつくってありますけども、何せ上がってくる波のほうが多くて、その溝を通して出ていく水の量が間に合わないというのが現状でございます。

しかし、今回の台風で、余りまじの風が以前のように強くなかったので助かりましたけども、それでも、あそこを通る車両は頭から海水を浴びる始末でありますし、下はもう海のように水がたまっている場所もありますので、ここは何度も申し上げているように、何とか消波ブロックができないかなと。

地区の皆さんからも御要望いただいております。あんな小さなものではだめだよというふうにも要望も受けておりますので、消波ブロックもしくは離岸堤でもよろしいんじゃないかとも思います。

なぜ、離岸堤がよろしいかと言うと、夜あそこを通っていましたら、釣り客があそこから魚釣りしていらっしやいまして、真っ暗なんで見えにくいんです。それで、危険きわまりないというのが何回もあります。したがって、消波ブロックであれば、すぐ近くにしか設置しませんけども、離岸堤であれば、沖に設置するという形になろうかと思えます。

ぜひ、このことをもう一回、難しいかもしれませんが、執行部の皆さん、いかがでありますか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の地区、要するに戸田の農業集落排水事業の処理場の前あたりのことだと思えますが、確かに、南風が吹いたら打ち上がって、通行に支障を来しておるというのも十分理解をしております。

今、議員さんがおっしゃいました県道の道路護岸の護岸消波をかけるのがいいのか、それとも、沖に離岸堤をつくるのがいいのかということがございます。

基本的には、第1段階は、護岸に消波をかける護岸消波、そして、なおかつだめであれば、離岸堤をつくるというのが、昔からの、従来からのオーソドックスなやり方だというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、費用対効果の問題とか、事業効果の問題等を県は検討しているというふうにお伺いしております。

最近の高潮のときの、昨日のような台風系の高潮のときに、波浪が上がってくるということは、高潮が以前より異常に高潮になっておるということも、皆さんもお感じになっていると思えます。

護岸消波や離岸堤だけで、食いとめられるんだろうかというふうな状況が起こりつつあるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、以前からの要望でありますし、また、県のほうもそれは十分認識をいたしておりますので、先ほどの件に加えまして、強力に要望をさせていただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 非常に難しい問題ばかりではありますけども、御存じのように、県の年間予算が6,952億円ぐらいでありますし、今、起債も1兆3,000億円ぐらいのこととお聞きいたしております。

簡単に予算化できるとは思っておりませんが、私たちのとても大事なライフラインなんです。これがないと、生活に非常に支障を来すというのが現実でございますので、あわせてもう一回、県のほうにもお願いさせていただきたいと思っております。

それから、ここに書いてはおりませんが、戸田の海岸に4つの離岸堤つくっておりますけども、1つは高い、今、海水の面が上がったんですけども、非常に高い消波ブロックをつくっていただきました。ところが、その前段につくられたものは、今、台風時にはそれが完全に海の中へ埋没し

ておりまして、それに当たった海水はさらに増幅した波になっております。この辺もしっかり考えた行動をとってほしいと思うんであります。

非常に難しい問題ばかりだと思いますけども、ぜひ、その辺のことも要望をするものであります。

で、3つ目に、津海木海岸は未定でありますという町長からの答弁でございました。

この辺も、民家がまだまだ残っておりまして、非常に危険箇所でもあります。ぜひ、あわせて県のほうへ要望をお願いする所存であります。

今回の、まじの風が吹きまして、確かに気圧が下がったせいだけではありませんし、海面が非常に高くなっておりまして、いずれ、地震でなくても、台風だけで埋没するんじゃないかなというぐらい水位が上がっています。

ぜひ、この辺をお考えいただきまして、離岸堤の設置を早急をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

町長、何か答弁がありましたら、ひとつ、よろしく。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁と重なるところもありますが、県のほうも十分、既設の離岸堤で高いものもありますし、以前つくったもので低いという分もあります。

それと西海岸、そして津海木海岸、いずれも県のほうも十分理解いたしてありまして、県も新しい知事に就任いただきましたんで、ぜひとも防災対策には十分力を入れていただきたいというふうに私たちも思っておりますし、また要望もしていきたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、県とすれば、同じ地区を同時に2つ着工するちゅうのが非常に難しいということから、例えば、西海岸のほうをやるのか、今ある既設の古いもののかさ上げをするのか、どちらかを選択するということになるんだろうと思います。それは、両方一緒にやっていただくのが一番いいということもわかりますし、さらにまた、津海木の海岸についても、同時に着工できるのが一番いいと思いますが、いずれにいたしましても、今までの回答は、ちょっと時期は明示できないというふうにお聞きしておりますが、ちょうど時期的にも非常にいい時期に来ておるんじゃないかと思っておりますので、強力に、新知事さんに御要望を申し上げたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 津海木海岸及び戸田海岸についてですが、成果報告等見ていただければおわかりになるんですけども、22年度の決算におきましては、県事業が1億3,500万円のところ、沖浦地区には6,900万円の投資ということで約51%、それから、平成23年度は、1億7,300万円に対して7,700万円、約45%。それから、24年度の

予算におきましては9,450万円、事業費は減っております、確かに。ただ、厳しい予算の中で、県も減っているようですが、そのうち6,300万円ということで、沖浦地区には67%ぐらいの配分がなされております。

津海木につきましては、沖浦西という港湾区域に入りますが、戸田が今行われております。これらと並行して、今、町長の話にもありましたように、やはり、優先的に投資を行うというのがなかなか困難な中で、戸田とのバランスの中で今後考えていくようになると思いますが、毎年、県との予算折衝、予算の説明等あります。そのときにも強く要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 御説明ありがとうございました。

大体、納得がいききましたけども、できて初めて納得がいくわけでございまして、いつから着工するかっていうのは、私たちが一番知り得る義務がありますし、皆さんに御説明する上でも、いつから着工するであろうということぐらいまでが、一番県との折衝事業でとても大変な大切なことでありますので、ぜひ頑張ってお願いをいたしたいと思っております。

もう一点は、離岸堤をおつくりになっていただくときに、3tや5tの重みではすぐ吹っ飛んでしまうと。したがって、8tから10t級のを設置するような要望もお願いをしておきたいと思っておりますので、ぜひお考えの上よろしく願いを申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、10番、尾元武議員。

議員（10番 尾元 武君） 私は、本定例会に当たりまして、3点について質問をさせていただきます。

まず、第1点は、住宅リフォーム資金助成事業についてであります。

平成23年度から3年の予定でスタートしたこの助成事業は、地域経済の活性化と住民環境の向上を目的に、多くの住民の皆さんに活用され、要望も多く、本年度当初予算で1,500万円、そしてこのたびの補正予算におきましても500万円の追加がされているという状況であります。そこでお伺いをいたしますが、まず、事業開始から現在までの利用状況について、お知らせいただきたいと思っております。

次に、助成対象工事についてであります。住まい環境の向上からすると対象外となっている工事につきましても、町内経済の活性化の観点からして、町内商工業者により広くこの助成制度の波及効果を及ぼすことができるように、拡大していただきたいという特段の御配慮をお願いしたいという考えであります。その辺につきまして、町長のお考えを伺いたいところであります。

第3点目といたしまして、助成額についてであります。例えば、助成額の上限は、リフォームに要した工事費の10%であり、10万円を定めるとされております。一方で1つの住宅に対し、1回限りとの制限もございます。この規定からいたしますと、例えば、1回に30万円のリフォームを行った場合、3万円の助成が受けられるわけでありまして。仮に、次に50万円のリフォームを行おうとすると、もう対象外となってしまうという現状があります。

一度に80万円のリフォームを行えば、8万円の助成が受けられるわけでありまして、その辺の捉え方でありまして。自己資金の都合等により、どうしても2回以上にわけてリフォームを行う場合などが、そういったいろんな事情もあろうと思うわけでありまして。事務処理的には面倒になるとは十分理解しているところでありますが、ぜひとも上限10万円に達するまでは、重ねても助成が受けられるように、制度の見直しを行っていただけたらと思うわけでありまして。その辺につきまして、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。これが第1点であります。

続きまして、下水道の整備事業について、通告をさせていただいております。

主要な施策の成果を説明する書類によりまして、平成23年度末の本町の下水道の普及率は38.3%であると言われております。平成24年度におきましては、安下庄地区公共下水道事業を引き続き実施するとともに、久賀・大島地区の事業認可申請に係る予算が計上されているところであります。この点につきましては、先ほど、平川議員の質問と重複するところが、ただただあります。しかしながら、この久賀・大島地区における公共下水道の進捗状況及び今後の見通しについての説明をいただきたいという通告をさせていただいております。

先ほどの御答弁等をお聞きいたしまして、久賀・棕野地区のみならず、しっかりと大島地区、また浄化センターの位置等に関して、また財政面等々からも克明なる説明をいただいたところでありますが、何かつけ加える点等がございましたら、御答弁いただければというところであります。

最後に、住民とタイアップした環境美化について、町長にお伺いをするものであります。

町内各地に点在しております道路沿いの花壇等は、自治会や老人クラブなど、さまざまなボランティア団体が管理しているところであります。今年も猛暑の中、除草や散水に汗を流しておられる方をよく目にいたしましたところです。そういった方々からの声をよく耳にするところでありますが、散水に要する水道料金の負担等であります。

環境美化及び住民コミュニティ増進の観点からも、散水に要する水道料金について、また助成もしくは免除といった方策がとれないものかお伺いをするものであります。

以上、3点につきまして質問させていただきます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの、まず住宅リフォーム資金助成事業についての御質問に

ついてお答えをしたいと思います。

住宅リフォームの資金助成事業は、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図る目的として、平成23年度から実施をしており、地元の中小業者さんや町民の皆さんからも、大変、好評をいただいております。

昨年度は交付件数として194件、助成金額が1,216万6,000円の実績で、対象事業費としては1億8,185万円でありまして、町助成額の約15倍の経済効果があり、町内経済の活性化につながっていると思っております。

この15倍というのは、要するに、町のほうは1,200万円だったんですが、工事自体は1億8,100万円やっているという、その倍率でございます。ちなみに、現在、県内13市6町のうち、リフォーム助成制度を導入しておりますのは、11市2町でございます。

当町は、今年度当初予算で1,500万円、この9月議会でさらに500万円の追加補正を提出させていただいておりますが、これを議決いただきますと、今年度は2,000万円の補助額ということになります。

近隣東部では、岩国市は人口10数万名おりますので約6,000万円、周南市が3,000万円など、これに次ぐ高額な取り組みとなっております。

これは手前みそなんですが、平成24年度の当初予算ベースで比較いたしますと、当初予算を世帯数で割った金額で申し上げますと、周防大島町はトップでありまして、2位の長門市を大きく上回り、県内では断トツに高い水準の補助額を計上させていただいております。

また、他の市町の中では、予算が少額のために、受付の開始当日あるいは4日間で終了、例えば、柳井市とか岩国市はそのような状況でございました。あるいは、萩市は6月いっぱい、美祢市は7月いっぱい受付を終了したというふうな状況であるようでございます。

それでは最初に、今年度の現在までの利用状況ということでございますが、今年度は4月2日から受付を開始し、8月末現在で申請件数が154件、助成金の申請額は942万8,000円となっております。

次に、今もう既に942万8,000円となっておりますので、1,500万円の予算でございましたので、これでは1年間もたないだろう、12月までもたないだろうということで、今回500万円の補正を上げさせていただいております。

次に、対象となる工事の内容をより広範囲にしてはどうかという御質問をいただいておりますが、この住宅リフォーム資金助成事業は、先ほど申し上げましたように、現在、県内11市2町で施行されており、対象工事の基準につきましては、各自治体で運用基準が異なっております。

周防大島町では、県内の他の市町に比べまして、とひや建具などの取りかえ、畳の表替えなど

の軽微で単一の工事も含めて、家屋の修繕や増改築に関するものであれば幅広く対象工事として対応し、また申請期間も長く設定し、補助額についても、今回補正増額し対応しているなど、住民のニーズに合った内容としておりますので、御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、1つの住宅リフォーム工事について1回限りの助成という条件についての御質問でございますが、町といたしましては、限られた予算内で申請者全員に助成をしていきたいという趣旨、またこの事業は緊急的な経済効果を狙ったものでありまして、恒久的なものとは考えておらないわけでございます。

現時点では、平成25年度までの3カ年で終了予定と考えておりますので、1住宅につき、1回とさせていただいております。

今、御質問の中にありましたこの延長でございますが、3年間と明示して、まず募集をかけ実施をした経緯もありますので、途中でこの制度を変更すると、先行的にやられた方に不利益がこうむるのではないかなという心配があります。これはまた後ほど御答弁申し上げますが、これはこれとして、また別に再度、新しい制度にするというような形でないと、この制度をそのまま延長するというのは、今申し上げましたような、早くやらなければというふうなことでやった方々が「え、ずっと続くんじゃないか、そんなに急ぐんじゃないか」というようなこともあって、そこはちょっと若干、問題があるかなというふうに思っております。

しかし、地元の業者さんや町民からも大変、好評をいただいております。事業の延長をという要望も、確かにいただいております。

経済状況、また町の財政状況などを踏まえて検討をしたいと思っております。その中で、一応3年間というふうにいたしておりますので、この3年間の実績やその内容、そして皆様方の要望などを踏まえて、これから先、3年後をどうするかということは、一度ちゃんと立ちどまって検証していくことが必要ではないかと思っております。だから、この3年間が終わった後は何もしないということもありませんが、また全く同じようにやるというのも、ちょっと問題であるというふうに思っておりますのでございます。

あ、下水道がありました。

議長（荒川 政義君） はい。

町長（椎木 巧君） 濟いませぬ。下水道についてでございますが、尾元議員さんの、本年度予算に計上している下水道事業調査設計の進捗状況と今後の予定についての御質問もいただいております。濟いませぬ。

平川議員さんの質問で、既にお答えをしたところでありまして、重複をいたしますが、久賀・大島地区を1事業1カ所の浄化センターで計画をいたしております。

大島地区が都市計画区域であるために、都市計画法に基づく都市計画決定、都市計画事業認可、下水道法に基づく5年から7年間の期間の事業量の下水道事業計画区域決定の作業を現在進めている状況であります。

ぜひとも、町内で一番家屋が密集した地域でありますし、また居住者も大変多い地域でありますので、ぜひともこの地域の下水道整備については積極的に進め、早く住環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

今後の工程であります、国の補助事業の採択を受けた後に、平成25年度に実施設計、これは実施設計のためには、測量とか基本設計そして詳細設計、これらが含まれるわけでございます。そして、26年度より県の代行事業で行っていただくようになっております、大型の本管である基幹管路、そして浄化センターの建設。そして並行いたしまして、今度は町で行う管路、家屋の中の管路の施工をし、浄化センター完成後に、まず汚水の処理可能区域、言うなれば、やっぱり浄化センターの近くからということになります、その処理可能区域から随時、供用開始をしていく計画で、事業の進捗に合わせて、地域、地域の皆さん方への説明会開催などを行っていききたいというふうに思っております。

もう一つ。環境美化、道路沿いの花壇の管理に関する支援についてという御質問をいただいております。

御指摘のように、町内には、各地にボランティアの方々による花壇が管理され、道行く人々の心を和ませ、景観にも大いに貢献をいただいているところであります。多くのボランティアの方々に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

御質問の花壇の維持管理に当たっての散水施設及びその料金についてでございます。今回の御質問を受けまして、国道とか県道沿いの花壇について、その実情を全て調査をしたわけですが、その結果、現在把握している花壇の数は、国道437号線や県道等の主要道路の沿線に約12カ所ございます。

管理については、自治会とか各種団体などのボランティアの方々によるものと、一部は町が管理をしておるといってもございます。

散水の方法でございますが、町の水道、地元にある井戸、そして給水タンクで運搬して対応しているということもございます。町水道及び井戸を利用するものにつきましては、水道料もしくは電気料金等は町が負担をしております。

植栽の苗でございますが、町や県の土木建築事務所から配布されているものや、自分たちでまく、じかまきを含めて団体で、自分たちで用意して利用されているものもあります。

このように、国道や県道などの主要道路沿いの花壇につきましては、その道路ができてきた、その設置された時期が、皆、違うわけでございます。そしてまた、その設置された経緯というも

のも、いろいろ聞いてみますと、状況が違います。

そのような形になっておりまして、例えば、じゃあその花壇を所管する課はどこなんかというふうに見ましても、それもいろいろ、課も1つではなくて、あちこちにまたがっておるという状況でございます。当然、できたときの経緯が違うわけでございますから、そのようになっています。また、散水栓等の施設、またその料金の負担についても、まちまちであります。

今後、国道及び県道沿いの花壇の管理につきまして、設置の経緯やそして散水栓の設置、水道料金の負担など、周辺の施設環境を考慮しながら、ある程度、統一性を図ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

今申し上げました、周辺の施設環境を考慮しながらということでございますが、具体的に申し上げますと、自治会の花壇のように、地域の皆様方だけの目に触れるところだけではなくて、一般多数の方々の目に触れるというようなところの、そういう箇所についての意味であります。周辺の施設の環境を考慮しながらという形でありますので、花壇があれば、全て町が散水栓をつける、料金を負担するというようなことは今考えておりませんが、そのような県道、国道等であるところで、なおかつ、その負担の方法がばらばらというのはどうかと思いますので、これについては、できるだけ統一性を図っていくような調整をしていきたいと思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） まず、リフォームの件であります。

確かに、3年間ということで、限られた緊急的な事業であるということをしかりと認識しております。そういった中で、今、本当にリフォーム事業に対して、私は商工会のほうにももちろん加入しております。役員をさせていただいておりますが、本当に、町内の事業者というのは、今の景気低迷の中に非常に悪戦苦闘をしている現状がございます。

そういった中で、このリフォーム事業というのは、例えば営業に回るにしても、一つの大きなきっかけとなり、また事業の展開に結びつくという、まことにありがたい事業という形で、皆さんから大変好評を得ているところであります。

そういった中で、途中での変更というのが、なかなか難しいということもわかっております。わかっておる中に、あえてまた、きょう質問をさせていただいたと申しますのが、ちょっと、今の周防大島町内の商工会が、統合してから以降の状況について、資料がございますので、この場でちょっと御報告させていただきたいと思っております。

商工会が、平成18年の4月1日をもって統合されました。そのときの商工会員数が747名、うちの建設業者が144名であります。本年度、平成24年4月1日、6年後で、商工会の会員数747が572、減少率として76.6%になってしまったという、約3分の1が減少したと

いう状況であります。また、建設業者におきましては144ありましたが、本年度で103という形で、3分の1近くが廃業及び休業等に追いやられたというような形であります。

これはやはり、官工事の減少及び景気の長期低迷等が主な原因、また高齢化による廃業というのがあるのも現実ではあります。そういった建設業を取り巻く経営環境、また雇用状況などが非常に厳しい状況の中で、このままいきますと、事業主ならず地域に必要な建設業者並びにその人材、技術、ノウハウまでも喪失しかねない現状というのがあります。また、一度完全に喪失してしまいますと、その後は、今度は外部への調達という形で、本当に高齢者にとって不便な町になってしまうという現状がございます。

その打開策として、業者としても、何かしていかなくちゃいけないという形での取り組み等もいろいろあるわけですが、例えば今、リサイクルとか農業また介護等への、本業とは直接無関係な新しい分野への進出という中長期的な取り組みとなっております。だが、なかなかそこには、人材とか資金の余力とか、そういった部分でなかなか踏み切れない部分があるのも現状であります。そういった中で、比較的短期に、また成果を出すためにも、既存事業の深掘り及び延長線上の分野への進出というのが、ある意味、重要な経営戦略となっていくわけであります。

そういった点におきまして、その有望な方向性として、住宅のリフォーム分野、そういった部分への進出強化が考えられるわけであります。そういった点と、本来の目的であります地域経済の活性化と居住環境の向上という意味合いからいたしましても、やはり、より多くの地元業者の、工業部門がもちろん主ですけど、その分野にそういった波及効果が許される形での展開というものを切に望むものであります。

それを踏まえて、また今、地域的に見ましても、高齢化対策としてのバリアフリーとか、地域にストックされた資産、空き家対策であります。そういった部分にも、より効果的な事業でありまして、まさに交流から定住へという方向へ、また、それも踏まえての大変必要な分野であろうと確信するところであります。

どうぞこれからもこの住宅リフォーム分野は、既存の技術、人材、資金の取り組みが十分可能な、事業者にとりましても、非常に短期的に業績の向上が図られる分野でありますので、見直し等も切にお願いすると同時に、ただいまは、3年間をもってという形での取り組みであります。また事業の途中ではあります。

これから来年度に向けて、また数字等も踏まえての結果ではあります。実施の期限の延長というものを、また違う形で展開というのも大きな一つの方向としてお言葉をいただきましたけど、重要な要望として、このリフォーム事業については、お願いするところであります。

それで、今、その申請につきましては、非常に簡素化された形で、お互いの信頼関係のもとにスムーズに展開できるということでは、非常に好評をいただいているところであります。この点

につきましても、この場をおかりしてお礼を申し上げる次第であります。

どうぞ、その辺の延長という部分について、またその時点からでも結構です。やはり、より多くの経済的効果という部分で、地元の業者にしっかり存続を兼ねて、そういった観点からも御答弁をいただければと思うわけであります。

それと、先ほどから下水事業に関しては、私はやはり地域として、今、下水の普及率、これは集合処理です。また、合併浄化槽等の個人処理人口等を含めた水洗化の処理率というのは、23年末で46.9%という数字をたしか伺ったように思います。県内の平均というのが、たしか、平成22年度で62.4%という数字を説明会の際にいただいた記憶があります。かつ、全国的に言えば、まだそれより高い数字と。

そういった中で、やはりこれから交流から定住へと、そして空き家等の対策、先ほども述べましたけど、これを踏まえてしっかりと、人口が減っていくことのみならず、これからふえていくんだ、また、将来を展望してしっかりと、先ほど町長がいろいろな形で説明をされましたけど、本当に最低限の基盤整備としての定住対策の一環として、切に要望するところであります。

実際に、財政的な負担等も生じてくる現状があるのもわかっておるところであります。実際に、このまま沈んでいくのみならず、これから人口をふやしていく、また定住促進していくという前提のもとに、その環境を整備していくという前向きな捉え方も必要であると考えております。

合併してから、中本町長時代に、「瀬戸内海の水質は、周防大島町からしっかりと浄化していくんだという大きな意気込みを持って臨みたい」と、そういった言葉をお聞きしたことが今ちょっと頭をよぎりましたが、実際、そういった環境に向けての整備、居住空間の整備と並行しての環境としての捉え方、その辺も大きなウエートを占めているところであります。他に劣ることなしに、また、周防大島町の定住促進に向けて、ただただ早期着工、また早期完成を切に要望するところであります。何とぞよろしく願いをいたします。

最後に当たります住民とタイアップした環境美化の点であります。

この点におきまして、町長のほうからも前向きな御答弁をいただいたと確信するところであります。私の通告の中に、水道の責任水量等々の問題として上げさせていただいておりますが、若干、ここにつきましては、私のほうの誤解がありましたので、この部分は削除させていただいております。

合併前に、いろんな条件のもとに、また、窓口が1つでないというところで、調べていただき、私のほうでも調べたところ、やはり旧橋町、秋、吉浦、また安下庄の真宮地区においては、旧橋町のころから建設課を通し、水道料金等が支払われていると。また、場所によっては、水道が通っていないところは、教育委員会等々で、花いっぱい運動の中でタンクを使い水を運んでの散水、いろいろな形で対応がされている現状があります。そういった中で、合併後も、国体等もある中に、

棕野地区等におきましても、町のほうからの支援のもとに、そういった散水の施設及び後の管理しやすい方向への補助がなされたように伺っているところであります。

どうぞ窓口を1つにする、また、いろんな方法があると思います。例えば、ほかの第三団体のほうに環境美化についての予算を上げ、そこに申請したところがその助成を受けられるとか。基本的に国道沿線は、私も考えておったわけですが、沿線というのはやっぱり町の顔であります。また、本当に町に活気があるか、本当に活力のある町かどうか、やはり、そういった住民パワーというのが、ある意味大きなバロメーターであり、本当に環境のいい癒やしの島として、また21世紀に羽ばたく先進の島としての意気込みというのを感じさせていただけるところじゃないかと思います。主に、老人クラブ、また自治会等、またいろんなボランティア団体等で、そういった社会の美化・善化活動に向けての奉仕活動に対して、町も一体化した方向で、その感謝と敬意の証として、ぜひとも前向きな形を捉え、これからしっかりとお願いしたいところであります。

御答弁をいただいた中に、庁舎内での協議を行ってというお言葉であります。その協議の内容も、前向きに捉えていただいていると確信しておるところであります。その辺につきまして、ぜひとも統一された窓口をもって、またそういった皆さんの住民パワーに、ともに参加していただける町として、切に要望するところであります。

その辺に関しましても、御答弁がありましたら、ぜひともお願いしたいところであります。合併当初は、「負担は軽く、またサービスは高いほうへ」という言葉の中で合併がなされました。そういった中で、ある意味、慌ただしく細部にわたっての調整がなされていない合併であった部分もあるかもしれませんが、そういった、調査してわかってきたところは、前向きな形で是正をお願いしたいと思うところであります。

議長（荒川 政義君） 町長。

町長（椎木 巧君） 住宅リフォームの助成の関係でございますが、いずれにいたしましても、3年間ほどやろうということでスタートを切ったわけでございますので、途中でその制度を余り変更するというについては、既にその制度について施工された方もたくさんおられますので、このことにつきましては、もう3年間の変更は余り行わずに、そしてその3年間の検証を行って、さらに、それらの中からステップアップして、新たな取り組みができないかというふうなことも考えていきたいと思っております。

言うなれば、これは一つの単一的な事業ではなくて、今、盛んに下水道のつなぎ込みをやっておる家庭がたくさんあるわけでございますが、その下水道のつなぎ込みをやってしまえば、当然トイレとかお風呂とか台所とかにつなぎ込みが出てくるわけでございますので、それにあわせてその整備をする、環境をよくする、リフォームをするというようなことに使っていただき、そして住環境と居住環境をよくしていただくということが同時に図れればというふうに思っており

ます。

非常に、この周防大島町のリフォーム助成事業は、使いやすい形になっておると思っております。そういうことでございますので、今御指摘にありましたような件も踏まえまして、3年間の検証結果を踏まえて、もうこれで終わったんだよということではなくて、新たなステップアップした事業に組みかえ、そしてまた、皆さん方に周知を図っていきたいというふうにも思っておりますのでございます。

下水につきましては、当然、その下水道の促進を図っていくというのは、私の基本的な方針でございます。これは、環境整備の最たるものだというふうに思っているわけございまして、実は、下水ができているところの河川と、下水ができていないところの河川の水質調査っていうのをずっと続けて定期的にやっておるわけでございますが、下水ができましたら、非常に河川の水質状況がよくなります。それで、下水が整備されていない河川が特に悪いと言うわけじゃないんです。悪いと言うわけじゃないんですが、例えば、合併処理浄化槽になっていない家庭がたくさんあるわけです。そうすると、単独浄化槽か、またはくみ取りなので、台所水とかお風呂水がそのまま河川に流れてくるということで、これが河川を汚しておるといった原因のあらわれが数字の上でも出てまいっております。

そういったことからいたしますと、できるだけ集合処理、または合併処理浄化槽に変更していただくということは、非常に環境をよくするためには必要なことだと思っております。特に、住宅が密集している地域では、この集合処理で整備をしていきたいというふうに思っているところでございます。

花壇につきましては、先ほども申し上げましたが、ぜひとも、国道とか県道とか、町道でもその主要な分野につきましてはの課題につきましては、当然ある程度の規模もあると思いますが、それらについては、散水栓等の整備や水道料金の負担についても、統一性を持たせるように調整をしていきたいと思っております。

周防大島町を花いっぱいにしたいということも大きな取り組みでございまして、国民体育大会を契機として、教育委員会のほうから各世帯に菜の花とか、またはコスモスとかの種を戸別に全て1万軒に配布をいたしました。

これらによりまして、少しずつ、その花いっぱい運動の成果も上がってきておると思いますが、今年度も今月の広報を配布するあたりから、9月、10月に向けて、各戸別に菜の花の種の配布をいたします。そしてまた、今年度は自治会にお願いをいたしまして、自治会で管理しておるような、例えば、区民館とか公民館とか、そういうところに菜の花を植えていただくように、自治会にもお願いをしているところでございます。地域の皆さんとともにやらなければ、取り組まなければならない事業でございますが、この周防大島町が、3月、4月の春の花の少ない時期に、

既に黄色い菜の花で埋まるというようなことを思い描いて、取り組みを進めていきたいと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） ありがとうございます。

全てに関連する私の質問の内容の根幹は、やはり交流から定住へという、定住促進に向けての環境整備であります。そういった町長からの御答弁を前向きに受けとめております。ぜひともよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時33分休憩

.....
午前11時45分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 8番、広田です。私たち議員は、今期最後の一般質問であります。私はこの間4回ずつやってきました。16回目であります。

その中で今回の一般質問は、今、日本共産党が行っております実質的な町民アンケート、これは今後の4年間について町民の皆さん方の意見を聞く、こういう立場からアンケート調査をしております。そうした中で、今回大きな柱として4つの質問項目を立てました。

まず、最初が災害対策であります。

御承知のように、一般質問通告後8月29日に、南海トラフの大地震について、内閣府が調査の方向性、状況を出しました。それを前提にして、町長が、まさしく安全・安心対策の1つの柱に位置づけるであろうということで、通告しました災害対策であります。

この点では、簡単に避難所を町民に明確にすること。ただ、保存版等ではありますが、町民の皆さん方が、今現在なかなか理解しておられないという状況があります。そういう中で、ぜひとも広報活動を含んで、实际的に町民の皆さん方に知らせていただきたいということが、一つです。

それともう一つが、避難方法を町民に徹底をするべきじゃないかということでもあります。これについては、さきの日良居地区で行われた防災にかかわる対応でも、町民の皆さん方から、実はあれは一体何のための対策だったんかと。住民への周知が非常に不徹底のままされたんじゃないかという状況があります。中身全域を实际的に知らせるということが私は大事な仕事でありますし、確かに保存食を食べたり、カレーを食べたりという格好で、それなりだが、また消防の放水等

やられて、実際的に全体を町民の人に理解していただくという点では、不十分ではなかったかという声があります、実態としてですね。あわせて、避難方法を町民に徹底してほしいということで、今回、震災にかかわる、地震対策にかかわる災害対策ということで提起をしております。これが、1点目です。

2点目として、町有地の活用についてであります。

私も何年前か、町有地の活用についてやりました。残念ながら、その後、実際的には活用されておられません。

せっかくの財産があって、町民の方に、環境美化、定住促進に使うべきではないかと。これは公園を含めますけど、まず最初に活用方法と、実際に通告しておりますのは、1,000平米以上の町有財産は何カ所あるのか。これは所管課のほうへ言うておりますから、答弁できると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、国民健康保険税、介護保険料について質問します。

御承知のように、私自身は、国民健康保険税や介護保険料が非常に高いという立場で、この4年間、4年間だけじゃなしに、25年間取り組んできました。それで、合併して8年になりますが、実際的には何度も引き上げがされました。合併当時とまず比較して、実際的にどのぐらい高くなっているのかということを、また何回の値上げをやられたのかということをも改めて問いたいというふうに思います。

これも、所管課のほうに中身をぜひ答弁できるように準備してくださいということをおっしゃるので、ぜひお願いしたいというふうに思います。これは、いつも聞きますが、世帯当たり及び1人当たりの引き上げ状況であります。それと、これはあくまで合併時以降、合併時を基準にしてということで通告しておりますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

次の質問通告が、公共下水の推進と手順ということで通告しております。

この点では、既に平川議員、そして尾元議員が同じ内容で質問しておりますので、私の答弁はその平川議員、そして尾元議員の内容と一緒に確認をまずしたいというふうに思います。

これが、1回目の質問であります。ぜひお願いしたい。

また、先ほど平川議員の質問のときに答弁の中で、もうちょっと掘り下げちょっと方がいいんじゃないかという部分があります。これも通告の内容に沿ってしちよきたいというふうに思います。

というのが、管路布設等、工事にかかわる部分について、先ほど86%の状況で、繰入については、任意の繰入は必要ないんだということで答弁がありました。実際的に86%という根拠があるのなら、将来を見越してというふうに思われますから、例えば、計画区域の中に実際的に何

戸が入るんだと。当然あると思います、数字としては。その部分を答弁に含めていただきたいと。

もう一つは、維持管理について、実際的にどう考えるのか。実際的に特別会計だから任意の繰入はないんだということになると、将来的に、かなりの引き上げが実際的にはなる。さっき補修についても国庫補助対象になるんだということが説明されよったですよ。実際的には、私はかなりの負担になるんじゃないかと。何年かに一遍は、下水使用料を引き上げしなければならなくなるんじゃないか、そういうおそれを感じております。

町長自身が、さきの町長にも言ったんですが、やっぱり政策的に進めていくんだということになれば、財源的にもかなり考えていかんやいけん側面が発生するんじゃないかということなんです。これ、いつも会計の議論のときにやりますから、それについても答弁をお願いしたい。

もう一つは、今までの各下水工事、例えば、終末処理場について、柳井のように膨大な終末処理場するのではなくて、一般的な事業、終末処理場としてはすぐ太い処理場ではなしに、実際的には2次、3次と積み上げて最終的な1つの処理場にしていくなだというのであれば、その方向も、まあ、ぶちぶち言わんと聞いてください、あわせて答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。午後は1時から開会いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんから、大きく分けて4つの質問をいただいております。

まず、第1点目の御質問、災害対策についてでございますが、避難所を町民に明確にし、避難方法の徹底をとということでございますが。

まず第1に、災害はいつ発生するかわかりません。常日ごろからの備えにより、被害を最小限に食い止めなければならないことは論をまたないというところであります。

そこで、議員仰せのとおり、避難所及び避難方法の徹底は大変重要であると認識をいたしております。町といたしましては、地域防災計画において、各種災害に応じた避難場所の設定を行いまして、本年5月に各世帯に配布をいたしました土砂災害ハザードマップや、従来から既に配布をいたしております各種のハザードマップ等において、避難場所の周知を図ってきたところであります。

しかしながら、この避難場所も災害の種類に応じて異なってまいります。台風や大雨による災

害につきましては、ある程度予想ができますので、事前に防災行政無線等によりまして、避難場所をお知らせし、避難をしていただくことは、十分可能であると思っております。

一方で、昨年の東日本大震災以降、住民の皆さんが一番心配されているのは、地震、津波が発生した場合の避難であろうと思います。地震はその発生予測は困難であり、気象庁の緊急地震速報においても、数十秒から数秒前という状況であります。したがって、事前の避難は困難であり、避難所を指定することも困難であります。

今期定例会初日の行政報告において、今後起こり得ると想定される最大の震度において、本町では震度6弱の揺れと、最大波高4メートルの津波が108分後に到達すると予想されております。地震発生後は、落ちついてできるだけ早く高台に避難していただくことが必要であります。

その際には、隣近所で声をかけ合い、高齢者や障害のある方といった災害時要援護者と言われる方々の避難にもお互いが協力していただきたいと思っております。高台へ避難の後、津波がおさまりましたならば、状況に応じ、地震、津波の被害を受けなかった施設、そこにそれぞれ避難していただくという手順となります。

また、避難経路につきましても、地震による道路の崩壊や家屋の倒壊によりまして、通行できないケースもあると想定されますので、常日ごろから複数の避難経路を想定しておいていただくことが必要でありまして、町として、ここが避難経路だというふうに指定することは、このような状況では困難だと思っております。

以上のようなことから、災害に際しましては、常日ごろからの備えと地域の協力が何より大切であり、町では今年度の重点施策に防災対策の充実を掲げ、災害時に本当に機能する実効性のある自主防災組織の育成強化に努めていることは、御承知のとおりであります。災害時にこの周防大島町から、一人の犠牲者も出さないことを念頭に、自主防災組織の育成に今後とも努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

次に、2番目の質問でございますが、町有地の活用ということについての御質問をいただきました。

町有地の決算年度末の状況につきましては、各会計歳入歳出決算書中の財産に関する調書によりまして、御報告申し上げますが、この公有財産のうち、普通財産で面積が1,000平方メートル以上のものは8件ございます。

この中には、昨年返還されました旧田布施農業高等学校大島分校の実習地として、県に無償貸与していた農地など、利用が若干難しいというものもございます。

こうした町有地を定住促進で活用をとということではありますが、土地でございますので、居住のための住宅建設または雇用促進のための工場等建設など、その用途は限られているかと思っております。

住環境の整備ということで答弁させていただきますが、まず、町で建設する町営住宅に関してでございます。成果報告書に記載してありますように、現在管理をいたしております町営住宅は、661戸が入居可能であります。617戸の入居にとどまっております。平成23年度末の入居率は93%でございます。水洗化の有無等にもよるかもしれませんが、最近の入居状況を見てみますと、町営住宅に対する需要は超過の状況にはないのではないかと考えておまして、現時点では町営住宅の新設検討は行っておりません。

町営住宅以外の利用でございますが、定期借地権を活用して町有地を貸し付けるということも、町外に住んでおられる方から御提案をいただいております。この定期借地権の設定でございますが、平成4年に施行されました新借地借家法により、所有権住宅か賃貸住宅かに加えて、新しくできた選択肢でございます。

地主が、定期借地権制度を利用して、50年以上の期間で借地権を設定して土地を貸し、その土地に借り主が家を建て、期間終了後、原則として更地にして返還するという制度であります。50年以上の期間設定ということが条件の1つになっておりますが、供給側の地主が安心して借地を提供できる環境を整備して、住宅供給に応えることを目的としてできた制度ということでございます。

マンション等であれば、永久的な構造物ではありませんので、耐久年数を50年くらいと考えると、解体を考えなければならない50年後に新たなところへ移動が可能な定期借地権付きの物件は、都市部の借り主、貸し主にすれば、それなりに魅力のあるものかもしれません。地主側も更地になって土地が戻ってくるということでメリットは考えられます。

本町で、これを考えてみますと、先ほど申し上げましたように、本町住宅の入居率が100%ではないことに加えまして、マンション等の建設による住宅供給に対して、それを上回る入居需要があるか疑問でありまして、町が町営住宅以外の新たな住宅供給源として検討するには、尚早ではないかと考えております。

また、本町への移住定住を考えておられる方というのは、どちらかというともマンション住まいではなく、一軒家、それもちょっとした農地もあるという家を希望される方が多いのではないかと気がいたします。一軒家を建てたいという方々への定期借地権付土地の提供につきましては、そこをついの住みかとしてほしいという気持ちから、建築に至るであろうことを考えますと、50年たった時点で家を解体し、更地にして返還という、この制度はそぐわないのではないかと考えております。

その他にも、町有地を宅地造成して低価格で提供という考えもあると思います。このことにつきましては、昨年12月に中本議員さんのほうから、人口定住施策として、佐賀県の旧脊振村を例に一般質問をいただきました。お答えしておりますように、官業による土地利用の検討にお

いては、民間企業の動静や地価への影響等にも注意を払って検討していかなければならないと考えております。

もう既に、たくさん土地が民間企業で売り出されておりますが、なかなかこれが流動化していない。要するに、全て売れておるといっわけではございませんので、町有地の売り払いについても、慎重でなければならぬと思っております。

いずれにいたしましても、定住促進は、私が今年度の重点課題と位置づけ、推進しております3つの事業のうちの一つでありまして、普通財産で町として将来的な利用計画がなく、定住促進につながるとされるものにつきましては、売却という方法も考えております。

なお、公園等としての活用につきましては、緑の少ない都市部と違って、本町は緑の多いところですので、そうした場が必要な場所であるかどうかということも、十分検討しなくてはいけないというように考えております。そういった要望等があるようであれば、具体的な場所をお聞きした上で検討してまいりたいと思っております。

3番目の財政調整基金を活用した国保税、介護保険料の引き下げを求めるということについて、それともう一つは、合併時を基準に、引き上げの推移についての御質問をいただいております。

まず、国保税からお答えをしたいと思います。財政調整基金を活用した一般会計繰入金により、国保税の引き下げをとの御意見であります。国保の被保険者数が全人口に占める割合が、平成23年度末で35.3%、約3分の1であること。合併以降1人当たり国保税額及び1世帯当たり国保税額ともに、山口県内の最下位付近であることに対しまして、支出である1人当たり医療費は、合併以降上位レベルで推移をしております。国保特別会計の状況を考慮し、国保税の見直しを行ってきたところであります。

国といたしましても、将来の県単位化を方針として打ち出しております。税率を県平均並みにすることや課税方式の標準化は、避けて通れないというふうに考えております。平成23年度の決算では、税率の改定により約3,600万円の税収増となっておりますが、それにもかかわりませず、一般会計から赤字補填分として1億900万円を繰り入れ、赤字の補填とともに、国保基金へ約4,800万円を積み立て、国保被保険者の負担軽減を図っているところであります。

1億900万円が全て赤字補填ではなかったというのは、約5,000万円の基金積立金のための繰り入れも入っております。しかしながら、昨年度は税率改正を行った年にもかかわらず、医療費の高騰により、なおかつ、一般会計から繰り入れをしなければならないという、国保会計の持つ非常に大きな課題となっている状況でございますので、ここについても御理解をいただきたいと思っております。

次に、国保税の改定状況についてでございますが、合併後平成18年度、20年度、23年度、及び本年度と計4回にわたり税率の改定を行っておりますが、このうち税収の増額を目的とした

ものは、平成18年度及び平成23年度の2回であります。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、後期高齢者支援分を税率の合計額は変更せずに、従来の医療分を分割して導入したものであり、また今年度の改正は、従来の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を他の項目に割り振る3方式に変更したもので、原則として税の増額を意図したものではありません。

平成18年度の税率改定において、1人当たりの税額は、対前年比1万2,559円、25.0%の増、1世帯当たりの税額は対前年2万214円、23.5%の増。平成23年度は、同様に1人当たり8,698円、12.5%の増、1世帯当たり1万3,396円、11.9%増の実績となっております。

次に、介護保険料についてお答えをいたします。議員さんの御質問内容は、一般会計より任意の繰入を行い、介護保険料の引き下げは可能ではないかと解釈をいたしましたが、介護給付費に対する一般会計からの繰入は、介護保険法第124条で、100分の12.5と決められておまして、任意での繰入はできないと私は認識をいたしております。

次に、合併時を基準に、介護保険料の推移でございますが、介護保険事業計画は3年ごとの見直しを行っております。保険料基準額の月額で申し上げますと、合併時の第2期計画では、3,180円。第3期計画の平成18年度からは3,400円。第4期の平成21年度からは4,000円。第5期計画は、平成24年度、今年度からですが、5,250円となっております。

以上のことから、国保会計については当面、赤字の補填は一般会計からの繰入金により行っており、国保税の引き下げを財政調整基金の活用により行うことは考えておりません。

一方、介護保険料の引き下げについては、制度上の制約からも、財政調整基金を活用して行うことはできないものと認識をいたしているところであります。

それでは、公共下水道についてでございますが、下水道のこれまでの進捗状況及び今後の事業計画についてという御質問をいただいておりますが、これは平川議員さん、尾元議員さんの御質問に既にお答えしたとおりでございます。

また、浄化センター、管路建設に係る事業費の財源等につきましても、これまでの事業と同様に、説明会、広報等でお知らせをしていきたいと思っております。

一つだけ、下水の取り組みについてのお話でしたが、私は、下水っていうのは非常に、先ほども申し上げましたが、大きな町の取り組み、大きな事業の取り組みだというふうに思っております。これは当然、皆さん方と御議論し、そしてまた町民の皆様の御理解を得なければならぬということとは十分よくわかりますが、町の1つの大きな政策の柱として、ぜひとも実行していくべき事業ではないかというふうに思っております。

当然ながら、将来の財政計画や維持管理計画、そしてできるだけ多くの皆さんに目標どおり

の御加入をいただく、つなぎ込みをやっていただくという計画に基づいて、それをちゃんと執行するということはもちろんのことではありますが、そのような町としての大きな取り組みの政策だというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点目であります、避難訓練等に関する部分であります。

それで、今回、避難場所、災害対策で討議しております。避難所を町民に明確にすることについては、実態的には困難だということが答弁でありました。

1つの理由として、町長自身が今言ったのは、地震等で崩れたりしたら実際的にそこは通れんようになるじゃないかと。その場合に実践的ではないんだという形での答弁ではなかったかというふうに私のほうはとったんです。だから、日ごろから特定地域の候補地、避難所そのものが困難であるという取り方をしたんですが、それでよろしいのかどうなのかという点を再度質問の中でしておきたというふうに思います。

それともう一つが、徹底等については、各種のハザードマップ及び土砂マップ等で実際的には知らせていくんだということが言われておりますが、事前に予測できない、例えば、地震が発生してから大体108分で到着というのが、実際的な今の政府の認識じゃないかというふうに思われるんですが、その点で、実際的にどうなのかと。その間どういうふうにするのかという点で、具体的に今後行っていくのかどうなのか。

同じく、既に町長も御承知かと思いますが、南海トラフ巨大地震による県内の津波高浸水域という分類で、既に新聞等で行われておるというふうに思いますが、実際的に浸水面積としてヘクタールであらわしております。

実際的に、1メートル以上と2メートル以上をそれぞれ県でも表示しちよる、国でも表示しちよるというふうに思いますが、その対応については、どのように考えておるのか。そういうものを、今後の具体的な計画に取り入れていかにやいけんのんじゃないかと思いますが、その点でどういうふうにご認識しておるのかという点をまず聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 詳細なことは部長、課長から答弁させますが、先ほど申し上げましたのは、私は議員さん仰せのとおり、避難場所とか避難方法を徹底するということは大変に重要なことという認識は持っております。

そこで、地域防災計画に既に出ております各種災害については、全世帯に、土砂災害の災害ハザードマップなどは、もう既に皆さんのお手元に届いておるわけです。それはなくしたと言われたらどうもなんののですが。それはちゃんと見ていただいて、頭に入れていただいて、ちゃんとどっか見えるところに置いちゃっていただかなければ困るというふうに思っておるんですが、そ

のように本年の5月に各世帯に配布をいたしております。また、従来から、それ以外のその場その場に必要の高潮とかもろもろのハザードマップについても、既にそこに避難場所を入れて、周知をしておるとしております。

それで、これら今、既に配っておるものも含めて、避難場所は全て一致していないわけですよ。例えば、高潮の場合と大雨の場合とでは避難場所が違うということになっておるわけです。だから、今御質問の津波のほうの避難場所のことなんですが、当然今度は、今まで配っておるハザードマップとは別の避難の方法を考えなければならないというふうに思います。

そうしたことで、津波の場合は今1メートルとか、2メートルという話がありましたが、実は4メートルというのが、国から示されている数字なんです。標高4メートルといいますが、いずれにしても昨年の3月11日の東日本大震災の、あの映像やいろいろな資料を見ますと、避難所に先に逃げるのではなくて、高台、言うならば標高20メートルぐらいのところまで逃げ上がるということが一番大切だと。そしてその津波がちゃんとおさまって、そして、そのときに避難所がきちっとして残っておれば、そこに今度は避難をするということになるわけですから、議員さんが言われるように、皆さんを避難経路を求めて避難所に誘導するということは、津波では非常に危険な状況になるんじゃないかと思っております。

そこで、今、津波のほうの部分につきましては、まだ明確なそのようなことはできておりませんが、これは、一つ一つの集落について、また同じ集落の中でも東と西と、南と北では、いずれにしても、その避難経路、避難道路っていうのも違ってくると思います。

そこで、それはやはり常に申し上げておりますように、地域の自主防災組織の中で、ここらあたりはこの道、ここらあたりはこの道、もしかすると、ここが潰れておるときはこちらだというふうなことになりますので、町のほうからここが避難道路ですよ、ここが避難場所ですよ、ここへ上がってくださいよ、ということなかなか難しいというのを先ほど申し上げたわけでございます。

そういたしますと、やはり地域の中で、地域の地理的事情を一番よく知っておられる地域の皆さん方で、そういう自主防災組織の中で、避難する道路、こちらが潰れておればこちら、そしてまたどこらあたりに逃げれば確実に津波から身が守れるということをもまず皆さんで御協力、自主防災組織を充実するためにもやっていただきたいと。その後のこととして、避難場所の設置ということにもなるんだろうと思っております。

議長（荒川 政義君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 避難所等々の考え方については、町長が今答弁したとおりだと思っております。それから、津波の到達時間が108分後にと見込まれておるようですが、その間の対応ということですけど、当然、今、町長答弁したとおりですけども、地震、津波が発生する

となりましたら、とにかくできるだけ早く高台に避難していただくということが大事だろうと思っております。また、災害時、災害が発生すれば、非常にいろんなことで混乱すると思っておりますので、108分というのは非常に長いのか短いのかあれですが、私どもは非常に短い時間だろうと思っております。できるだけ早く、高台に避難していただくことが大事だろうというふうに思っております。

それから、浸水域の御質問がございましたけれども、南海トラフの国のほうの予測として、周防大島町も相当の面積が浸水する。例えばですけども、2メートル以上について、50ヘクタールくらい浸水するだろうというような予測が出ております。

ただ、これも最大の状況でありまして、今、県のほうで今年度末を目途に、それぞれの地域における被害想定を、今、詳細な想定を行っております。それが出た時点で、また、地域防災計画に反映するなり、いろんな対策等を講じるよう、町としても検討する必要があるというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いわゆる予測できない部分の震災、これについては、再度計画の中にきちっと取り入れていくという認識でおりますので、その点で、ぜひ日ごろからの訓練計画、実際的な津波等に関する独立した避難計画、訓練、これも必要ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ。例えば、一般の訓練と違います。といいますのが、先日あった日良居の関係で言いますと、やっぱり、これを高潮の関係での被害と捉えたら、大きな過ちを犯すと思うんです。実際的には、地震による高潮、この避難対策では、この前行われた日良居地区の防災訓練、これは違うのではないかという側面がありますので、それはやっぱりきちっと訓練に入れていくべきではないかと。

今まで、1年ごとにそれぞれの町ごとでやってきましたね、訓練。それとは別個の部分をやったりきちっと位置づけていかにやいけないんじゃないか。これが、地震後の高潮の場合の実際的な訓練だというふうに思われたら、非常に混乱が起きるので、これは明確に位置づけちゃかんと、実際的には住民も混乱するだけというふうに思われますが、その点での考え方。今から計画を振り分けていくということであろうかと思いますが、その点での考え方について、再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 今回の日良居地区での防災訓練につきましては、先ほど町長が言いましたように、震度6弱、それから3メートルを超える津波が来ることを想定にした避難訓練をメインに実施をいたしました。

そういった中で、私どもとしたら、津波が発生しましたということで、高台にまず避難をして

いただきます。その後おさまりましたら、避難所のほうに行くというようなことでの避難を行っていただきました。そういった中で、地元の皆さんでいろいろと話し合っていて、じゃ高台というのは例えばですが、日前地区だったらどこにあるかと。そういったこともそれぞれ皆さんで話し合っていて、まずはそれじゃ、ここに避難しましょう。高台のここにみんなで集まって行きましょうと、そういった話し合いもしていただいた中で、避難を行っていただくといったことをやっております。

ですから、その高台がそれで安全かどうかというのは、その津波の高さにもよりますけども、そういったいろんな話し合いもしながら、皆さん方と一緒に避難訓練を行ってきておるということでございます。

今後もこういった形でそれぞれ自主防災組織も含めていろんな格好で、話し合いながら避難訓練等を行っていくという考え方でおります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これは答弁要りませんが、実際的に住民を高台に避難させましたと。その後で、日良居の一番低い地域の学校のほうにもっていったら、いけんのんじゃないかという声もあります。実際的に一番低い地域に、もっていった場合どうなのか。

それは、訓練とは違うあとの部分、消防の部分とか、食べる部分とか、そういうこと言われておりますが、住民からしたら、ほいじゃ、何であそこに行くんじゃないか。あれ、日前の郷のほうに上がったほうがええよという感じで、混乱が起きちよるっていうのも事実なんで、それは私のほうも、そういう意見があったということは議会の中で言うちょかんにゃいけんというふうに思いますので。

仮に、第1次避難所いわゆる高台、これをきちっと明確にして、そこで、高齢者の方もおられるだろうから、例えば、後、行進して小学校まで連れて行くんなら、これはどういう理由で連れていきますよということを説明して、それで、実際的には高いところから、いわゆるおさまった状況、そこがおさまった状況かどうかは実際的にはわかりませんが、かなり低いところに連れて行くんなら、もっと丁寧な説明をしちょかんと、あれは何じゃったんじゃないか、という参加した人からの声があるというのも事実ですから。これはやっぱり、そういう事実があるんなら、私はきちっと考えちよくべきじゃ、その中できちっと説明しちよくべきじゃというふうに思いますので、その辺はぜひ言うときたいというふうに思います。

答弁しますか。ありましたら再度。

議長（荒川 政義君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 今の御意見ですけども、先ほど言いましたように、各地区で話し合っていて、高台に避難していただくということもやっております。

それで、子どもは、まず、区長さんに集まっていたいて、こういった避難訓練をやりますよという説明をして、その後、各地区に出向きまして、区長さんの御苦労にありまして、いろいろ地域住民の皆さん集まっていたいて、今回の訓練の趣旨なり方法なりを全て説明をさせていただいております。

そういった中で、まずは高台に避難すると。その後に安全であると思われる指定避難所のほうに津波がおさまった後避難していただくと。その後最終的には日良居中学のほうに集まっていたきますけれども、これにつきましては、そこでA E Dの使用方法的訓練とか、消火器の使用訓練とか、それから海上保安庁のほうから海上への転落防止の講話とか、そういったことを行うためにそこへ集まっていたくんですよという説明を行って、1日の流れとしての説明を行いながら、今回の防災訓練を行ったところでございます。

ですから、そこらあたりのことは、住民の皆さんへの徹底が足りなかったかもしれませんが、そこらあたりの説明をさせていただいた上での訓練を実施したというふうに、子どもは考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、皆さん方がそのようにやられたとしても、後から住民の皆さん方の声やら、議員さん方から、実際にやられた後、やっぱりそういう声があったということが、私のほうに伝わってくる。

だから、私は議会の中できちっとそういう弱点があったよということは、言うちょかんにやいけんという立場で言いよります。ですから、今後に生かしていただきたいというのが私の基本的考え方です。

そういうふうな、皆さん方、区長を通じ、こうしました、ああしましたと言うても、末端の中ではきちんといっていない可能性があるよということも事実なんで、それを認めなさいということなんです、みやすく言えば。

それが、今後の訓練に生かされるかどうかの試金石だということで、言いよるわけですよ。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） よくわかりました。今回は、すばらしい訓練だったと私たちは評価しておりますが、今の御指摘は御指摘として真摯に受けとめなければならないと思います。

実は、いろいろな消防団も含めてですが、800名というたくさんの皆様方に参加していただきました。そして、長浜地区から油良地区まで、日良居地区全体を網羅して、その地域地域は非常に海の近くで住宅が多いんですが、そこそこでちゃんと高台に逃げるルートを皆さんでちゃんと確保しましょうと。そして、逃げた後今度は防災無線で「もう津波がおさまりましたから、指定の避難所に今度は行ってください」ということで。例えば、私は何力所か回りましたが、日前

のミカンの集荷場、そして日良居農協というようなところに、今度は皆さんがちゃんとその指定避難所に帰ってこられて、そこで、商船高等専門学校の生徒さんや皆さん方から、避難登録の手続きをちゃんとしていただいて、そしてそれが済んだ後に、今度は日良居中学校の体育館に帰っていただいて、今、課長が説明しましたようなAEDとか、または転落防止の訓練とか、または非常炊き出しの非常食を試食していただくとか、または橋の消防各分団の操法訓練を見ていただくというようなこともやっていただいたわけでございます。周知が800人全てに伝わってなかったということは、反省する点かもわかりませんが、そのような訓練を行ったのが、今回、まあ初めてだと思っております。

できるだけ、その訓練の趣旨を十分参加する皆さん方にもわかっていただいて、そして、その趣旨が当然大きな災害が起こったときに生かされるようにするのが、この趣旨でございますので、今、議員さんから何人かはそういうことを知らなかったよという御指摘だろうと思いますが、これから毎年訓練を行いますので、その場でぜひとも生かしていきたいと思っておりますのでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、定住促進の立場から、いわゆる町有地の活用をということで通告しております。

その中で、実際的に活用できる範囲、いわゆる目途、それをもっと明確にするために、大体今8カ所という答弁がありましたので、具体的な町有地の場所について、まず質問していきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） ただいま広田議員さんから1,000平米以上の町有地、旧町単位でということでしたが、旧町単位でよろしいですかね。

久賀地区につきましては2カ所、大島地区が2カ所、それから東和地区が3カ所、橋地区が1カ所、計8カ所でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今そういう町有地状況の報告がありました。それで、最初の椎木町長の答弁を聞いていると、実際的にはほとんど使うんが、活用するんがすごい困難なんだちゅうことが、全体の答弁を通じて、私が受け取ったようなことなんですよ。

例えば、いろんな法律があって実際的には難しいということが、まあ具体的にもありましたが、実際的には難しいんじゃないか。必要性についても、例えば、現在661の住宅があって、実際的には617戸の利用状況なんじゃということなんです。

それで、定住促進に仮に使うとすると、一番わかりやすいんが、前にも説明した三蒲地区。今

の町長になっちゃったか、なってないかぐらいの間です。実際的にかなり広大な面積があります。あそこの三蒲地区の町有地、この活用方についても、一般論のおさえ方としては、例えば先ほど言いよった、50年で返して云々するという答弁の範囲なんかどうなのを含めて、やっぱり活用していくことに私は意義があると思うんですよ。遊ばしちよったらもったいないというのが、私は、町民の財産じゃろうと思うんです。そこで具体的にどうしょうか、知恵をひねり出そうかというのが大事な部分じゃろうと思うんですが。今、町長としては、今後、定住促進の立場から、活用方、もっともって例えば、法律を駆使した活用方も含めて、努力しようとするのかどうかを含めて再質問しちよきたいと。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 町有地の活用については積極的に進めるべきだと、私は思っております。

例えば、普通財産でなおかつ優良な住宅に転用できるということであれば、先ほども答弁で申しましたが、できるだけ売却を進めていきたいというふうにも思っているところでございます。

財政課のほうでも、普通財産の管理を行っておりますが、既に大きい小さいは別にしまして、小さいところもそのような方法で、今ある既設の古い住宅を解体して更地にして売りやすいようにするとか、そのような手続を進めております。

私がちょっと今、頭に浮かんでおるのは、大きいところでは、三蒲、久賀、和田というふうにございます。

しかしながら、三蒲も最近になってから、セブンイレブンの裏で、既に民間で住宅造成して結構高く売っておられると思います。まあ、高いかどうかわかりませんよ、見る人によって違いますから。

そして、久賀にも非常に見晴らしのいい商店街にも近いすばらしい土地が、町有地がございます。和田もそうです。住宅地の中にちゃんとした、もうすぐにでも住宅が建てられるような土地が、まあ区分けして売れば、あります。

そのような形はございますが、実は、周辺を見ても結構民間でも売っておられるわけですよ。そうしたときに、民間と全く同じ価格で売れば、当然、民間がばんばん売れているわけじゃないので、同じことだろうなとは思いますが、またさらに民間よりずっと格安に売ってしまうと、これは民間企業の邪魔をするといえますか、そのようなことにもなるのではないかと考えて、なかなか行政が直接こういう優良住宅用地を売却するということについては、慎重にならざるを得ないなと思っておるんですが。

以前のように、土地開発公社というようなもので、土地を開発して供給するのが本来のその公社の目的だというふうなところがやるのと、町自体がやるのというのはおのずと違ってきておると思います。

しかしながら、町は、今この住宅用地を持ってあって、はっきり言って、草刈りをするのが仕事なんで、できればそういう需要があれば売却をしてみたい、したいというふうにも思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう一つは、次の提起であります国民健康保険税、介護保険料についてであります。

私の持ち時間は、あと2分ですね。という中で質疑をしていくのも、非常に困難ですが、例えば、国民健康保険税、町国保税が高過ぎると、どうにか下げてほしいという声が町長のほうに届いているのかどうなのか、端的に答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 2つ御意見をいただいておりますが、当然、国民健康保険税が安くないというお声も聞いておりますし、反対に言えば、国保税は非常にいいと、上限があるからいいというふうな声も聞いております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、これが最後になると思いますが、やっぱり、国民健康保険税制度そのものを理解していただきたい。昭和30年以前の国保制度と、実際的にはそれ以降の制度とは全然違うんだと。相互扶助制度から実際的に大きく変更したんだという点だけは、改めて言うちょきたい。

御承知のように、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を受けるための一つの制度、こういう制度の考え方に基づいて、今の国保制度はあるんだよと。

それともう一つは、いつも言うんですが、いわゆる年金者、仕事のない人、そして中小業者、実際的にその保険に加入できないところ、そういうところ、いわゆる低い所得者が加入する一つの制度なんだという、そういう側面があるということは再度提起しちょきたいというふうに思います。

ちょうど時間が来ましたので終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18番、布村和男議員。

議員（１８番 布村 和男君） それでは、通告の、計画的な職員採用についての質問をさせていただきます。

本町では、行財政改革を最大の主要施策と位置づけ、町民サービスの向上と効率的な行財政運営を目指し、積極的な職員の削減を行っているところであります。合併時の職員数は３８１人であり、平成２４年４月の職員数が２７８人で１０３人の削減となっており、その成果は着実に上がっていると思われま

す。その反面、今後も多くの退職者を控えている中で、職員削減に伴う年齢の隔たりが心配されます。適切な職員構成を維持し、行政サービスの低下を防ぐには、計画的な職員採用が必要と思われま

す。そこで、次のことについてお尋ねをいたします。今後の採用計画について、また長期的な採用計画はあるのかどうか。

２、他町では年齢制限の緩和を行っているところもありますが、本町も社会経験・民間経験を有する職員の採用計画はあるのでしょうか。最終的な職員数は何人が適正と考えているのでしょうか。

以上のことについてお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

適切な職員構成を維持するために、計画的な職員採用が必要であるという観点から御質問をいただいたところでございます。

まず、合併以後の職員数の推移について御報告を申し上げたいと思います。公営企業局を除いた周防大島町の職員数は、合併時の平成１６年１０月１日現在で３８１名でございました。その後、第１次定員適正化計画に基づき、組織機構の見直し、外部委託の推進等に努めながら、平成２４年４月１日現在では２７８名と、合併時から１０３名、２７．０％の減少となっております。

一方で、合併後の職員の退職不補充によりまして、職員の年齢構成において３０歳前後の職員が少ないという状況が生じていることも現実であります。そういった状況を踏まえてこの御質問であろうと思いますが、まず１点目の職員採用計画であります。町では、平成２３年度から平成２７年度までの間の第２次定員適正化計画を策定しております。この計画では基本的な考え方として、定年退職者の約半数を新規採用することとし、平成２７年度当初の職員数を２６４名と予定しております。

２点目の新規採用職員に係る年齢制限についてであります。先ほど申し上げましたように、職員の年齢構成におきまして３０歳前後の職員が少ないという現状に鑑み、平成２３年度の職員採用試験から、採用時の年齢制限を２９歳から３１歳へと２歳引き上げたところであります。なお、民間経験を有する方だけを対象とした社会人枠のような特別な採用試験は実施いたしており

ませんが、年齢制限を31歳としておりますので、当然社会経験そして民間経験を有する方の受験生も増加している傾向であります。

3点目の最終的な職員は何人が適正と考えるかということではありますが、合併時の新町建設計画における財政計画では、合併後10年間で110名程度の職員削減、すなわち平成27年度当初で約270名と想定をいたしておりました。その後、先ほど申し上げましたとおり、組織機構の見直し等に伴い、定員適正化計画において、平成27年度当初の職員を合併時から117名、30.7%の減少でございますが、264名と想定をいたしておるところであります。

この職員数が適正かどうかという議論につきましては、本年4月の福祉事務所開設のように、今後の地域主権改革に伴う権限移譲や義務付け・枠付けの撤廃の推移などによりまして、その都度変わってくるというふうにも考えられます。その時点での適正な人員配置を考慮し、職員の採用を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、ちょうど8年前になりますが、合併そしてその合併の前に、皆さんで議論をいただきました合併の新町の財政計画等に掲げておるその270名と、今、私たちが持っております定員適正化計画264名とが余り大きな差異のない数字となっておりますことから、当時の新町建設財政計画が順調にこの方向性で進んでおるのではないかというふうに一縷の安堵をしているところでございます。

しかしながら、今申し上げましたように、今、非常に政治、経済、社会情勢が大きく変化をいたしております。今後、このような今の職員体制とか今の業務の量またはそのような体制で本当にいいのかどうかということは、これから非常に慎重に注視をしていかなければならないと思っております。議員さんの御指摘のとおり、これからはさらに慎重な職員の適正規模というものについては、常に検討を進めながら、適正な規模をちゃんと見きわめなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） それでは、1・2点お尋ねして、私は早く終わりたいと思っております。27年度までのそういった適正化計画を作っているということでもあります。定年退職者が今非常に多いわけですが、その半数を採っていくという計画であります。平成27年度当初の職員数が264名ということで、これが適正かどうかというのは、意見が分かれるところだろうと思うわけですが。現在の状況を考えて、町長がこの264名で、先ほどちょっとありましたけれど、もう一度、本当にこれでいいのかどうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平成27年と、もう少し先ではあるんですが、第2次の定員適正化計画では、264名という形になっております。それで、今現在が278名でございますから、これ

は相当な、十数名まだ削減が必要になってくると思います。それで先ほど申し上げました退職者の約二分の一を採用するという形を今とっておりますが、そういったしますと、この264名に到達するのではないかと考えておるんですが、実は、数字の合わせ方よりも、やはり業務の内容と職員の数がイコールになるのかどうかということが一番大事なことだと思っております。いずれにいたしましても、相当な行政改革という名の下に、仕事の内容とか仕事の取り合わせ等については合理化を図って参っております。もうあまり無茶苦茶に減らすことは難しい状況になりつつあると思っております。しかしながら、類似の団体との比較というのがあります。どのようなものかと言いますと、私たちの町と似たような人口規模で、なおかつ、産業構造が似ておる団体を類似団体と言うわけですが、まあ、国の方でそういうのを出力していただいているんですが、それで比較しますと、まだ相当数職員数は多いという数字になっております。例えば、柳井市と比較すると、確かに多いんです。そういうふうなこともあります。産業構造とか地域の規模、138平方キロメートルありますが、人口2万人がぐーと密集してしまえば、極端に言えば、和木町のようなことになれば、非常に効率のいいことにはなりますが、ですから一概に類似団体との比較というのでもできないだろうと思っております。しかしながら、できるだけ効率の良い行政の執行体制というのを模索していかないといけないと思います。今の、264名が本当に適正か、というご質問でございますが、これは今ここで軽々には申し上げられませんが、一つの定員適正化計画を私たちも色々な角度から検証して、そして計画を立てておるわけでございますので、できれば、これを一つの目標としてやっていきたいと思っております。しかしながら、この目標を到達するために、事業が停滞するようなことがないように考えていかなければならないと思っております。先ほどから、随分議論いただきましたが、例えば、下水道事業が始まりますと、どうしてもここには、大きな人的資源を投入しなければできない、というようなこともあります。そのようなことで、柔軟に、必要なところに職員を配置するというようなことも必要になってくると思っております。その辺は、慎重に検討していきたいと思っておりますが、この定員適正化計画の264名をどうでも堅持するんだというふうには、今思っていないと。私は実は、合併協議会から、合併時の総務部長、副町長、町長とやらせていただきましたが、合併したときに執行部側で考えましたのは、大きな目標として、第1次の定員適正化計画、2次の定員適正化計画ができるまで前に、いくらぐらいをひとつの目標にするのかという話をしておりましたが、まあ言うなれば、30%減、276名だねと。ということはずっと頭において、定員のことを考えてきたわけですが、大体それに近づきつつあるということでございますので、これでもし、本当に行政が問題なく執行できるのであれば、できるだけ、これを守っていきたいというふうには考えております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。今の考え方は、私も一緒なんです、

減らせばいいということじゃないと思います。それで、特に大島には大きな産業がありませんので、若者の雇用ということを考えると、一概に減らせばいいとは思っておりません。もう一つ言うと、忙しいところと、そうでないところがあるというのは、確かだと。私の経験からしても、あります。月に何十時間も残業するところとそうでないところもあるようですので、そういった適正化が必要だと思っております。もう一点、総務部長さんにお尋ねなんですが、22年度と23年度の採用者が何名かおりますよね。その中で町内の出身者が何名採用されたのか。それで、当然町外の方がおると思うんですが、町外の採用された方で、果たして何名くらい大島に住んでもらっているのか。そういう数字がありましたら、お尋ねしたいと思います。そして、24年度で今7名募集しておりますが、この状況についても、7名ですかね、11名ですか、採用が。その応募状況をお尋ねします。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、ご質問にお答えします。22年度の採用は4人、23年度が3人。24年度、今年5人ほど採用しております。

町内の出身者かどうかということでございますが、そこまでの数字は今手元にありませんので、申しわけございませんがお答えできません。それで、ことしに限ってですが、町内の出身者は3名だったと記憶しております。それで、町外からは2人来ておりますが、現在町内に住んでおります。それから、今年度の採用試験の様子ですが、一般行政職が7名それから保健師が2名、障害者の方を1名と、全部で10名ほど募集をしまして、合計で101名の応募がございました。一昨日、16日に採用試験を行っております。25人くらい欠席だったと聞いております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ちょっと今よく聞きとれなかったところもあるんですが、要するに22、23年度では採用の中で町外の方が何人かおられたということでよろしいんですか。町外に住んでおると、町内に住んでおるという、そこをちょっとお尋ねしたい。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 町外の方からも相当数の応募がありますし、採用もしております。町内に住んでいただくようにもちろんお願いをしまして、この22、23年度の採用者には、ちょっと確認が、今手元に資料がありませんのでわかりませんが、少なくとも24年度の5人の採用者は全員大島に住んでおります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時13分休憩

午後 2 時 16 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 22年4月1日の採用は4名でございました。町内出身が3名で町外出身の方が1名でした。実際の採用の際に町外の方はすぐにやめられました。ほかの自分の希望のところがあったということなので退職をされました。それから23年4月1日の採用は3名でございましたが、町内出身者が2名、町外出身者が1名でした。この3名の方も大島に住んでおられます。それから24年4月、この4月1日でございますが、町内の出身者が3名、町外出身者が2名でございます。計5名ですが、全員町内に住んでおります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。もう1点ほど町外の方とか町内の方とかという線引きは難しいと思うんですけど、私個人とすれば、例えば柳井の人とか田布施の人が受けて周防大島町の職員になるよりも、周防大島町の町内の受けた方が、全員周防大島町の職員になってほしいなという気持ちがあります。それは当然試験ですから、その試験でひいきしてするというのはなかなか厳しいかと思いますが、そこについての町長の御意見いかがでしょうか。

（笑声）最後に。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 要するに最近すごくたくさんの皆さん方に受験申し込みをいただいております。見てみますと、すごく遠くのほうからも受けていただいておりますし、公務員人気というものかなというふうに思っておりますが、今年度も100名を超える受験者があったようでございます。そうした中で今言う大島の出身者かどうかということについては、加味しておりません。要するにどういうことかと申しますと、例えば100名受けられたらまずその点数が、協会のほうからばさっときますので、上からずらっときて、例えばその5人採ろうと思ったら10人までですばっと切ってしまうわけですから、その中で大島かどうかということは全く加味もしないし、見てもいないということになっております。

できれば、今非常に若い女性職員が少ないんです。だから、ぜひとも女性の職員に頑張ってもらいたいなという気持ちはありますが、残念ながら恣意的にこれを動かすということができませんので、全くその点数で切っておるということです。

しかしながら、この3年間で言えば、直接本人が大島の出身者ではないんですが、おじいちゃんがここで、お父さんが横浜に住んどって、子供はそちらで育ったんじゃないけど、おじいちゃんのふるさとがあるからとか、家があるからということで、こちらを受験しましたというようなこと

も聞いております。名前がお父さんと違うじゃと言ったら、実はおじいちゃんのところに養子にきたんだというふうなこともありまして、大島の関係者というのが、半数以上おるんではないかというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。これでやめますが、椎木町長にはぜひ次の選挙に再選されて、職員一人一人の意識改革を進めていただいて、能力の開発を促進し、効率的で質の高い町民サービスを進めていただきますようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、9番、安本貞敏議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 大きくは2つほどお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、福祉タクシー助成事業についてお尋ねをいたします。

年齢80歳以上の御高齢の方の福祉サービスの一環として、実施されておられます福祉タクシー助成事業について、お尋ねを申し上げます。過去3カ年の実績表をいただきましたので、この表をもとに、また参考にさせていただきながらお尋ねをいたします。

実は私、一般質問をさせていただくのに先立ちまして、近くの大正15年生まれのお高齢の御夫婦のうちのちょっと訪ねまして、その奥さんといいますが、おばあちゃんにちょっと聞いてみたわけです。あなた方はこの福祉タクシーの、いわゆるサービス券をいただいておりますのをどのように思っておられますかということで、ちょっとお尋ねしてみたんですが、この町よりの福祉タクシー券を12枚いただいております、これについて大変実は感謝をしておると。くれぐれも椎木町長さんによるしゅうお伝えくださいということでもございました。欲を言うなれば、もうちょっと二、三枚ようけもらえんじゃろかというような、日ごろ買い物に行ったり、あるいは病院に行ったりするときこのタクシー券が重宝で非常に役立っておるといふふうに、心を込めて言っておられました。

先ほど申し上げましたように、いただいた福祉タクシーの実績表を見せていただきますと、23年、22年、21年とさかのぼりますと、数字的には半分ぐらいの利用の方がおられる。半分ぐらいしかといいますが、どうしてだろうかなということについて、またお尋ねをさせていただいたと思います。

次に、大島環状線の県道の安下庄から沖浦間の道路整備について3点ほどお尋ねをさせていただきます。

このことにつきましては、過去にも何回か質問があったと思っております。地元の方々の声を聞きますと、非常に道路が狭くて車の離合が非常に危険だと。さらには7時半から8時前後、通

学・通勤の時間帯に、所で申し上げますと、古城地区の東和タクシーさんの近辺が非常に狭い。みかんのシーズンになりますと、大型車が入って来ます。それにバスが通る。前にも後ろにも行かない状態がたびたびあると。近くの方が見ておって、子供さんたちがそこを通るのに非常に危険を感じることもあるんだと、こういうことをたびたび聞いておるわけでございます。こういったことで、今後において、この整備についてはどのようになっていくのか、細かくは3点ほどまたお尋ねさせていただきたいと思います。

まずは、平成24年度の時点で、路線の整備計画はどのように進んでいるのかお答えいただきたいと思います。特に、吉浦から安下庄・安高の間の整備がおくれておるように思いますけれど、そのおくれておる理由は何が原因で、このようになっておるのかお尋ねいたします。

それから、2つ目でございますが、原地区から安高にかけて点滅信号がついておりますが、この間の道路は整備が終わっておるように私は思います。しかしながら、まだ現在、そこは車を通してない、柵がしてありましてまだ通れるようになっていないと。この間だけでも通すと、若干その混雑が避けられるのではなかろうかという気がいたしますので、この点どうして通行できないんだろうかということでお尋ねいたします。

3つ目でございますが、今後においてその整備計画が進められた場合、終了まではどの程度、何年ぐらい必要になるのだろうか。わかる範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

以上よろしくお願いいいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 安本議員さんの福祉タクシーの件でございますが、この福祉タクシーの助成事業につきましては、心身障害者または高齢者が通院等の外出のために町内のタクシーを利用する場合において、その利用料金の一部を助成することにより、一部というのは初乗りですが、障害者等の外出を支援するとともに、社会参加の促進を目的としているところであります。

助成対象者は、身体障害者手帳1級から4級、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた心身障害者または80歳以上の高齢者となっております。助成方法といたしましては、基本料金が無料になる福祉タクシー助成券を、1会計年度当たり、心身障害者には24枚、80歳以上の高齢者には12枚を交付し、タクシーの利用時に料金から助成券分の基本料金を差し引いた金額を利用者が支払いまして、後日タクシー会社の請求により、町が助成券分の基本料金の支払いを行っておるものであります。

なお、本年度から人工透析療法を受けている方に対しましては、特に通院にかかる負担軽減を図るため、48枚を交付することとし、助成の拡充を行ったところでございます。

まず、1点目の過去3年間の利用状況についてのお尋ねでございますが、平成21年度におい

てタクシー助成券の交付者は1,458人で606万9,760円を助成いたしております。平成22年度は、助成券交付者は1,541人で655万30円を助成いたしております。また平成23年度においては、助成券交付者が1,569人で654万5,890円を助成いたしております。平成22年度は21年度と比較すると、利用者、助成金ともに増加しておりますが、平成23年度は前年並みというふうになっております。実績表につきましては、お手元に配布してあるとおりでございます。

2点目の、80歳以上の高齢者1人について12枚の配布をふやすことができないかということでございますが、障害者は除く、80歳以上の高齢者のみの利用者状況については、配布の資料を見ていただいたと思います。21年、22年はちょっと省略をいたしますが、23年度で申し上げますと、80歳以上の高齢者3,875人のうち利用者は880人なんです。これは交付対象者の22%ということになります。すなわち、これはまだまだ80歳ちょっとぐらいの方は自分で自動車を運転されている方がたくさんおる、それが家族の方で対応されている傾向が強いんじゃないかというふうに思っております。

先ほど安本議員さんが紹介されました、非常に助かっておるということもそれは事実としてわかります。そうでありますので、今現在のこの数字だけで申し上げますと、880名なので、交付された方も、その約50%の利用率にとどまっているというのが実情でございます。そのようなことで、タクシー助成券の交付枚数は1万4,580枚で、使用数は交付数の50%、7,282枚で420万4,210円助成しておりますが、障害者を含む全体の利用状況ともほとんど同じ傾向でございます。

このような状況からいたしますと、ひとり暮らしの方々に、例えば増額、枚数をふやすとか、または運転免許をお返しするというような制度ができておまして、そのような方々にお渡しするとか、いろいろな条件をつけて、80歳以上だから全て枚数をふやそうじゃないかというのではなくて、そこらあたりはもう少し検討してみる必要があるんじゃないかと。言うなれば、今のこの状況が皆さん全部使われておるといふのであれば、皆さん全体をふやすということも必要かと思いますが、それよりもむしろ使われていない方がたくさんおるわけで、反対に言えば、今議員さんがおっしゃったように使っている方は非常に助かっているんだからもう少しふやしてほしいということもあります。

だから、本当に必要なところに枚数をふやすべきだというふうに思っておりますので、特に運転免許を返されたら、今度は誰かに連れて行ってもらうか、タクシーかとなりますので、そのような方を特に対象にとか、ちょっとそこらにはもう少し工夫が要すると思うんですが、そのようなことを考えておるわけでございます。

3点目の福祉タクシーの利用促進に対するPRが、本当に行き届いておるんであろうかという

ことでございますが、これは、今の話と通じるところもあると思いますが、ただ、福祉タクシーの利用について、広報とかホームページ等で毎年町のほうに申請していただくわけですから、そのことについては十分PRはしているつもりでございます。そして、地域において民生委員さんなどをお願いしておりますし、保健師や町の職員などもこういう対象者には積極的にPRはいたしております。

お元気でみずから運転されている方も随分おられますし、また超高齢者というふうに仮になった場合には、今度は1人でタクシーに乗るんじゃなくて、家族の皆さんとということになるとか、また家族の皆さんがお送りするというふうな利用の形態になっているのではないかというふうに思われます。

単に、今の制度の対象者をそのまま数をふやすというのではなくて、もう少しきめ細かく、本当に必要な方々にそのようなふやし方をするのは、非常に福祉サイドから申しますと、いい制度に仕上がっていくのではないかというふうに思っているところでございます。

次の安本議員さんの県道の大島環状線、特に、安下庄から沖浦間の整備についての御質問をいただいております。いずれも県道でございますので、県の回答ということになりますが、県道大島環状線の安下庄から沖浦間の道路整備につきましては、非常に私たちもその要望は強く行っておりますが、整備ができていないということで、非常に困っておる一つの区間でございます。

現在、古城地区から安高地区の整備を先行させていただいておりますが、事業用地の取得等に時間を要しております。早期に着手できるように、用地取得に向けての鋭意交渉中というふうに伺っております。何が原因なのかという御質問でございましたので、はっきり申し上げまして、用地の調整が整っていないというのがまず第一でございます。

また、秋、吉浦から西安下庄につきましては、現在行っております安高、古城地区の道路整備事業の完了の予定のめどが立ち次第、整備計画を検討することといたしておりますので、古城地区も含め、今後の整備期間については、今現在の状態でその整備をいつからいつまでやるんだということを明示することができにくいというふうに、県は言っておるわけでございます。

次に、整備が完了している安高から古城までのバイパス区間だけでも通行できないのかという御質問でございますが、現県道との交差点が実は未整備なんです。そこで現状のまま開放しますと、交通安全上非常に危険であるということでもありますことから、現在この開放が行われておりません。古城地区の道路整備事業の整備が完了し次第、開放したいというふうに伺っております。

今後本当に重点的に、県に対してこの地区の要望は進めていきたいと思っております。何と言いましても、長年にわたるこの地域の、言うなれば県道大島環状線の一番ネックになっているところでございますので、これについては私どもも、知事もわかりましたことですし、ぜひとも大きな期待を持って要望を進めていきたいと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 福祉タクシーについてもう一点お尋ねいたしますが、私どもの地区にも89歳、85歳でミカンを5反も1町もつくりながら、軽トラに乗って、もみじのステッカーをつけて走っておられます。多分、その方あたりはこの券を使うことはないんじゃないかなろうかと思うんですけど、やはりこの利用実績の今の表を見せていただきますと、半分という数字からしますと、やはり御高齢者の方はもったいないということか、机の中に入れちよるか、引き出しに入れちよるか、金庫に入れちよるか、どこかで大事にのけられておられる方もあってんじゃないか、それで忘れちよるということもあるんじゃないかなろうかなと、これは私の個人的な意見ですけど、そう思いますので、広報とかあるいは何か皆さんにこうお知らせできることがあれば、時々でも何かのPRをしていただいて、せっかく町のほうも非常に厳しい財源の中で、福祉サービスをということでやっておられるわけですから、ぜひひとつもうちょっとPRをと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 使用状況がちょっと、御遠慮されているということの再質問であるかと思いますが、先ほど3項目目で申しましたとおり、広報とかホームページ、それから地区の民生委員、児童委員さん、社会福祉協議会そういった座談会等がありますが、そういったところで、これからも周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 次の大島環状線の安下庄・沖浦間のことでございますが、先般も東和の道の駅に行きましたら、貸し切りバスがもう何台も並んでおる。安下庄のほうは軽トラが走るぐらいで非常に寂しい状態で、東和のほうはいいなと私も感じたわけなんです。たまに安下庄で走るといのは、朝早うに走るか、夜遅うなって走るか、バスとすれ違ったことがありますけれど、昼間の明るいときに走ると離合できないということでございます。そういったことからしますと、やはり一日も早く道路路線を決めていただいて、この道路のバイパスといいますか、この道路整備をぜひひとつ早目に進めていただきたいと思うんですが、路線計画が一般の話では今、庄南ビーチのところからウィンドパークのところを通り、甲山のほうへぬけて行く、それからもう一本は、長尾八幡宮の後ろを通って行く、今の道路からこう奥のほうへ裏を通って行くという、いろいろ住民の方から声が、それぞれのコースをつくって、ああじゃこうじゃという声があるわけですが、その路線の計画がどこまで進んでおるものでしょうか。

先ほど町長さんは、用地の買収ということもお話になられたけれど、今言う路線を決定して、それに沿って用地買収を進めておられるのか。それであればもうコースは決まっておるというふ

うに私は思うんですが、部分的に先ほどお尋ねした全般的なことか、あるいは安下庄の、古城・原区間の用地買収ができないのか、その辺はどうなのでしょう。おわかりでしたら、ひとつお願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 安本議員さんのおっしゃるとおりでございまして、秋からこの安高区間が全て未整備ということで、町内でも一番ネックになっている地域だというふうに思っております。それで今事業を進めておりますのは古城地区でございまして、古城地区の用地の全取得に向けて鋭意交渉中というふうに聞いております。この古城地区が、ほとんどの用地は片がついておるわけでもございまして、もう少しになっておりますので、この交渉がちゃんとまとまれば、これはもう山を切るというところまで話は進んでおります。

要するに、ここの事業完了をある程度のめどを立てなければ、西安下庄のルートの確定ができないというのが県の考え方でございまして、今おっしゃったように、甲山の南側を回るルートと、そして橋総合センターの北側を回るルートと、要するに2本ほどあるように思っておりますが、いずれにいたしましても、東安下庄の古城の形を先にちゃんとつくることが県の一番の目的でございまして、要するに県は今あちこちに口を立てないと、口というのは工事の口を立てないというのが方針のようで、一つ一つをちゃんと完了して、一つ一つの事業効果を出していくということで、まず東安下庄の事業効果を出す。そしてその次に今度は西安下庄のルートを決め、着工していくというのが県の考え方でございますので、今おっしゃられました西安下庄のルートについては、県のほうはその時点はまだ示せないということをお話しておるということでございます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 最後でございますけど、どちらにしましても今、大島環状線の安下庄・沖浦間の安下庄の区間でございますが、住民の方からしてみれば、私どももその一人ですけど、長年の悲願といいますか、道が広うなったらのう、ということでございます。

御案内のように、店のほうもシャッター通りじゃありませんけれど、だんだん後継ぎがいなくなってお店の数も減ってきております。そういったことで、やはりバスなりとも走って、赤いバス、青いバスが走ってくるとやはり活気が出るのではなからうかと思っておりますので、一日でも、一年でも早く、どうかひとつよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。55分まで休憩します。

午後2時43分休憩

午後 2 時55分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、杉山藤雄議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 2番、杉山でございます。本定例会最後の一般質問になりまして、大変光栄であります。一般質問の通告書に2点ほど出しております。それに基づいて、質問させていただきます。

1つは、23年度下期で行われております町内の公共施設の耐震診断の結果をお聞きしたいと思えます。

昭和56年以前の旧建築法によってつくられている橋の総合支所とか久賀の公民館、ほかにも公共施設はあると思えますが、そういう古い、旧建築法に基づいて建てられた施設は、相当な老朽化が進んでおり、耐震性も弱いということが予測されます。これら公共施設の耐震診断の数値が出ているように聞いております。ひとつ公表を求めます。

本町においては、学校などの教育施設や町立の病院、介護施設等は計画的に施設の耐震化が進められております。しかしながら、まだ多くの老朽化の進んだ公共施設に職員が勤務したり、また大事な書類も保管されていると思えます。

8月29日、内閣府より南海トラフを震源とする地震の推計最大被害予測が公表され、関係地域においては、大きなショックが与えられております。これら老朽化の進んでいる町内の公共施設のこれからの利用計画、補強あるいは改築計画なども、耐震診断の結果と一緒に、あれば説明を求めます。

2つ目には、たびたび同じことを質問するのと思えますが、旧日良居中学校の校舎の跡地利用であります。

中学校の統合の直後に設置されました町内の学校施設跡地の利用検討委員会の結論として、旧日良居中学校の建物は、比較的状态が良好であると。または、地理的条件にも非常にすぐれているので、何かに利用していくということが望ましいということであり、また、もう一つ、56年以前に建てられたものであるため耐震診断を行い、その結果を見て具体的な利用方法を検討するというようなことが報告されました。今回23年下期において教育委員会のほうで耐震診断をしたようではありますが、数値などの公表を求めたいと思えます。

3月の定例議会において、同僚議員から日良居中学校の校舎建物利用計画について、一般質問で具体的な提案もありました。その後、町執行部においていろいろ検討中とは思えます。具体的な計画があれば、診断の数値なり、具体的な計画をあわせて説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 杉山議員さんの公共施設の耐震診断についての御質問にお答えしたいと思います。

議員さん仰せのとおり、平成23年度において、小中学校を除く昭和56年以前に建築された公共施設の耐震診断を実施いたしました。その診断結果について、まず御報告を申し上げます。診断を実施いたしました施設は、久美保育所、日良居保育所、久賀総合センター、椋野公民館、橘庁舎、旧日良居中学校校舎の6施設であります。このうち久美保育所、日良居保育所、椋野公民館はいずれも耐震性があるとの結果が出ております。また旧日良居中学校校舎につきましては、第二次診断により耐震性を示すI_s値が0.67となっております。この結果では学校の校舎としては、文部科学省の基準の0.7を下回っておりますが、国土交通省の基準である倒壊する危険性の低いとされる0.6は上回っておりますので、通常の使用には支障はないとの診断結果が出たわけでございます。

次に、久賀総合センターにつきましては、図書館等の平屋部分につきましては耐震性はあるものの、大会議室等の2階建ての部分は耐震性が不足するとの診断結果であります。この診断は第一次診断の結果であり、改築が必要なのか、補強で対応できるものか、第二次診断を実施して検討してまいりたいと考えております。

次に、橘庁舎につきましては、第一次診断の結果ではありますが、耐震性は最低ランクのEクラスとの判定であり、第二次診断を行うまでもなく、改築が必要であるとの判断が出ております。

そこで、杉山議員さんの2点目の旧日良居中学校校舎の跡地利用の御質問と関連をいたしますが、私といたしましては、橘庁舎の耐震度が最も低いということから、早期に解体をいたしまして、橘総合支所のみが入る小さな庁舎を現橘庁舎用地において改築をし、現在橘庁舎で執務しております健康増進課医療保険班及び介護保険課を緊急避難的に旧日良居中学校校舎へ移転する方向で、検討するよう指示をしているところであります。

これはなぜかと言うことになるんだろうと思うんですが、実は橘の庁舎には、今申し上げました健康増進課と介護保険課が入っているわけでございますが、これを含めたものの改築を行うということになりますと、これは合併時の庁舎の問題にまたさかのぼってくるということもあります。庁舎を新しく建てるということは、今まで合併してからやっておりますが、総合支所の庁舎は建てております。東和総合支所がそうなんですが、いずれにいたしましても、現在のところ4総合支所を維持するという方針でありますので、橘庁舎を解体すれば、橘総合支所の庁舎は小さくてもこれは設置をしなければならないというふうに思っております。他の職員が入っている庁舎を新しく建てるということについては、今、なかなかほかの庁舎等の問題もありますので、当面は緊急避難的に日良居中学校に移転する方向で、検討しようとしているところでございます。

旧日良居中学校の校舎の跡地利用につきましては、平成21年12月に学校跡地利用検討委員会から、建物が比較的新しく立地条件にも恵まれているため、町や地元各種団体で組織する新たな検討組織の検討結果に、跡地の利用方法を委ねるとの御報告をいただいているところではありますが、ただいま申し上げました状況によりまして、当面緊急避難的にその一部を庁舎として、庁舎といいましても、健康増進課と介護保険課でございますが、その一部をこの庁舎として利用したいと考えておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 議員皆さん、あるいは町の職員も御案内のように、土居口を中心に、旧東和町側には安本医院なりクロネコヤマトが、旧久賀町側にはセブンイレブン、コメリあるいは農協のガソリンスタンド、日良居病院と、いろいろあの地域は民活によって大変活気がある地域であります。町も町有地として大きなグラウンド、学校施設も比較的に利用できる。今の数字で言うと、学校以外には何にでも利用できるというような耐震診断の結果でありますので、ぜひあの地域の活性化に町としても役に立ててもらいたい。

また旧東和町、旧橘町の住民も、あそこが旧東和町への入り口、安下庄、旧橘への入り口で、あそこを活性化するのが島の東部のほうの活性化に一番つながると、学校をあのまま遊ばすのはもったいないぞというような声強いわけであります。このたび防災訓練もあそこでありまして、800名という大人数が集まりましたが、わしのそばへ来て話すなり、「こんなええ学校、何で遊ばすんかや」と、「まあそのうち何とかやってもらえるよ」と、その話ばかりで防災訓練の話は余りなかったようでありまして。わしにとっちゃ、あそこに800人の人間を集めてくれて、あのええ学校を見てもらうて、非常にあの防災訓練はよかったなと。（笑声）これはほかの古い中学校より、よっぽどこのほうがええというようなことでありました。今町長のほうから私にとっては大変ありがたい御発言をいただきまして、ぜひ期待しておりますのでよろしく願います。

私はこれで終わります。どうもありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会します。

次の会議は、明日9月19日水曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時10分散会